

令和 8 年度 河川砂防技術研究開発公募実施要領

公募受付期間：令和 7 年 10 月 10 日（金）～令和 7 年 11 月 26 日（水）17 時

【ご注意】

本事業への応募は「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。

なお、e-Rad の使用にあたっては、事前に「機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって手続きを行って下さい。

令和 7 年 10 月

国土交通省

水管理・国土保全局

国土技術政策総合研究所

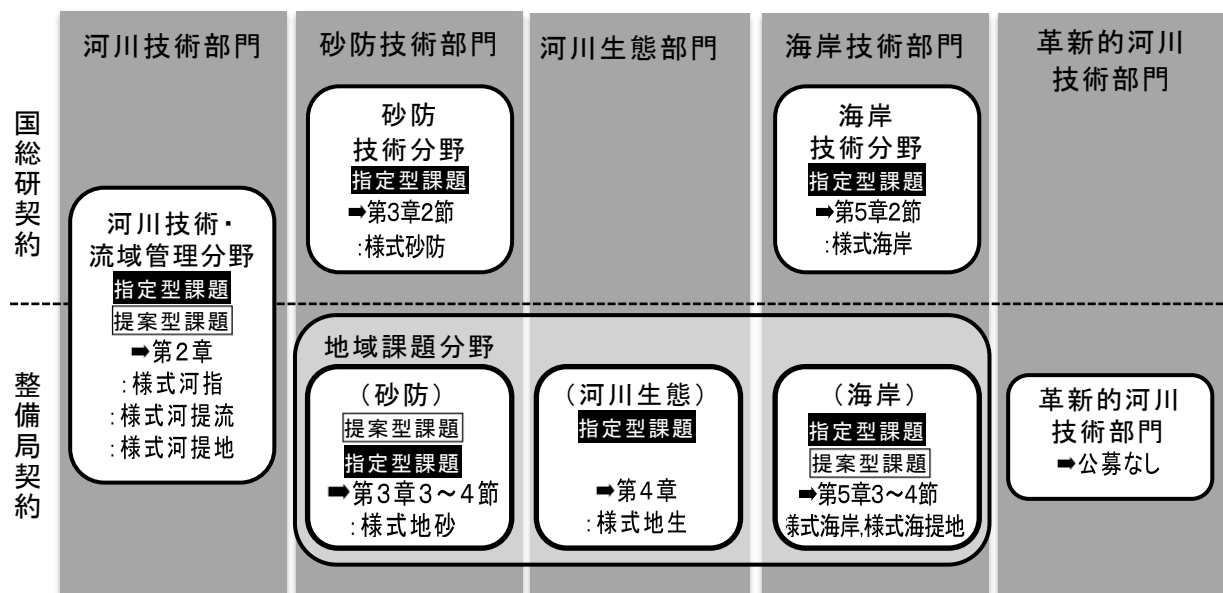
河川砂防技術研究開発公募について

水管理・国土保全行政における技術政策課題を解決するため、産学の持つ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的として創設。

本要領では、以下の5つの部門のうち、革新的河川技術部門を除く4部門について公募を行います。革新的河川技術部門については、令和8年度の公募はありません。

- ・ 河川技術部門：河川技術・流域管理分野
- ・ 砂防技術部門：砂防技術分野（令和8年度の公募なし）、地域課題分野（砂防）
- ・ 河川生態部門：地域課題分野（河川生態）
- ・ 海岸技術部門：海岸技術分野（令和8年度の公募なし）、地域課題分野（海岸）
- ・ 革新的河川技術部門（令和8年度の公募なし）

河川砂防技術研究開発公募



研究テーマは、国土交通省に設置した有識者会議における審査を経て採択し、また各研究テーマの成果概要および評価結果は、中間・事後評価後に HP で公表。

制度の詳細、過去の研究テーマ等については下記 HP を参照。

国土交通省 河川砂防技術研究開発公募

<<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kenkyu.html>>

応募〆切：令和 7 年 11 月 26 日（水）【必着】

<応募書類に関する問合せ先>

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省水管理・国土保全局

河川技術部門：河川技術・流域管理分野

河川計画課河川情報企画室 河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

砂防技術部門：地域課題分野（砂防）

砂防部砂防計画課 河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

河川生態技術部門：地域課題分野（河川生態）

河川環境課 河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係

・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

海岸技術部門：地域課題分野（海岸）

海岸室河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

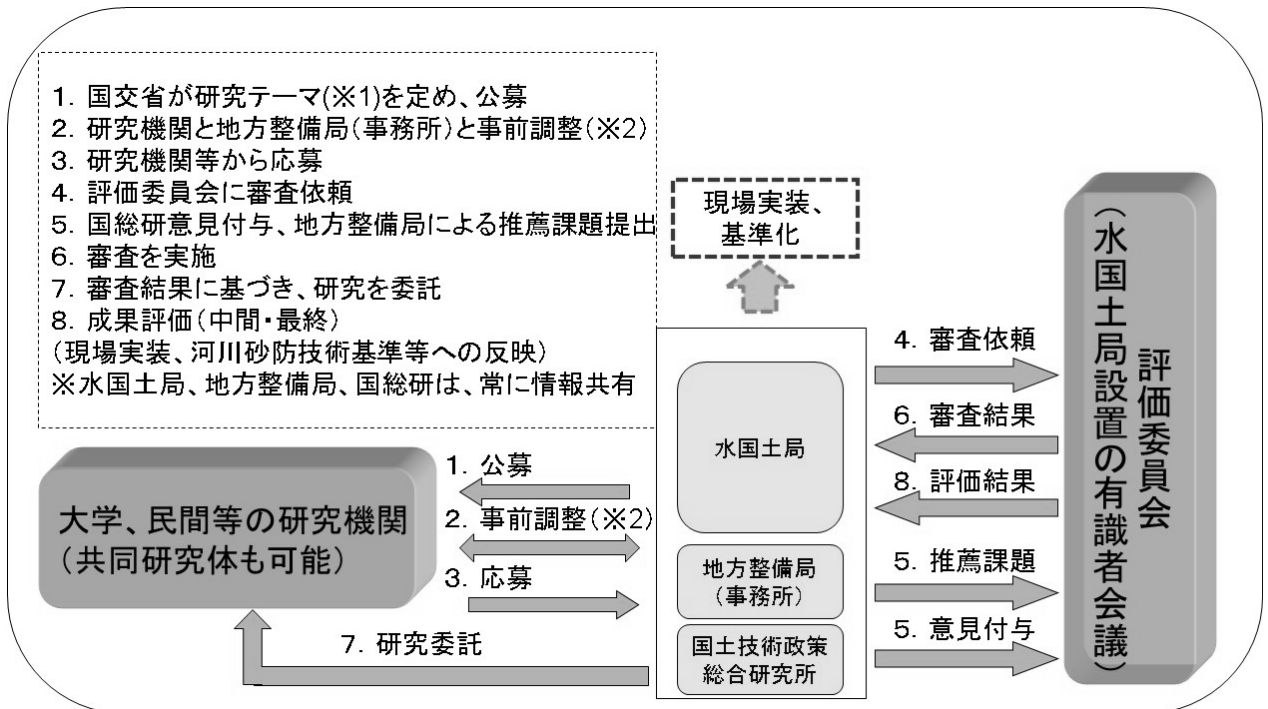
制度全般に関する問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

※個別の分野に関する問い合わせ先は、「1.12 問い合わせ先」P1-11 に記載。

河川砂防技術研究開発公募のスキーム



※1 指定型課題のみ ※2 河川技術・流域管理分野の提案型課題のみ

■ 河川技術・流域管理分野：

→第2章を参照

河川技術・流域管理分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的とする。

河川技術・流域管理分野では、指定型課題、提案型課題（流域課題）、提案型課題（地域課題）を公募します。指定型課題と提案型課題（地域課題）の両課題に応募することも可能ですが、指定型課題で採択された課題は、提案型課題（地域課題）の審査対象外となります。

- ・指定型課題： 2年以内で合計2,000万円まで、各年度1,000万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象

指定型課題

近年の新規公募課題

指定型
課題

「遊水地の設計を効率化・高度化する技術の開発」（R7年度）

「河道設計における洪水流解析、河床変動解析を高度化する技術の開発」（R6年度）

継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。

R8年度新規公募課題①

「気候変動も視野に入れた河口部の計画・設計技術を高度化するための研究」

河口部の計画・設計の効率化・高度化のため、以下に示す内容①～④のいずれか、または複数を対象に研究開発を行うものとする。なお、委託研究で扱う基本技術については、今回公募する研究で新たに開発するものに限らず、既に論文等により公表されているものも対象とするが、公表済みの技術を研究開発の対象とする場合には、実務での実装に資する研究成果が得られるよう研究を進めるものとする。

内容① 気候変動による外力変化を受けた河口部の縦断形長期予測に関する研究

- ・気候変動による海面上昇に伴い、河口部での土砂堆積、海岸域への土砂供給量の減少といった土砂動態の変化が生じる可能性がある。この変化の長期予測に資する研究を行うものとする。
- ・数値解析、観測データからの分析、水理実験等、アプローチの方法は問わない。
- ・気候変動の影響としては、2度上昇シナリオでの海面上昇（約40cm）、流量増（約1.2倍）を想定する。また、長期予測は100年程度の期間で実施することを想定している。気候変動に伴う山地からの土砂供給量の増減については、設定していないが、研究の対象としても良い。

内容② 塩水遡上域での微細粒土砂の堆積予測に関する研究

- ・河口の塩水遡上域で掘削を行った後の土砂堆積等の河道の応答について知見が不足しており、将来地形を予測した河道設計に苦慮する場合がある。
- ・塩水侵入に伴う微細粒土砂の沈降や潮汐によって海域から運ばれた微細粒土砂の堆積が重要な河川もあると思われるが、再現する技術が不足している。微細粒土砂の沈降は、実務上では実績堆積量を再現するように土粒子の沈降速度に係数をかけて調整するなどの方法がとられている場合もある。
- ・このため、河口部への微細粒土砂の堆積に関する物理・化学的現象を考慮する等して、実務での予測精度向上に寄与する研究を実施する。現地調査、水理実験や観測データ分析等による現象の解明や、既存の知見から、現象を表現できる要素モデルを開発し、河床変動解析に適用・検証する研究を想定している。

内容③ 粘着性を有する河岸干潟の侵食予測に関する研究

- ・河口に近い微細粒土砂で形成されている区間では、洪水流、潮汐や波浪による侵食力と、微細粒土砂の耐侵食力のバランスの下、河岸干潟の地形が形成される。河岸干潟の耐侵食力は、繰り返される潮位変動の影響を受けて変化している可能性がある。また、このような河口部で河床掘削を行うと、河口部水深の増大によって砕波点が川側へ移動し、これに伴い波浪侵入が促進されることが想定され、河岸干潟の侵食が助長される可能性もある。

- ・実務において、河岸干潟の侵食を予測することは、現状では難しい。地形変化を予測するためには、上述した複雑な物理現象による侵食力と耐侵食力の関係性を適切に評価する必要があるものと考えられる。
- ・このため、河口部特有の物理現象等を評価し、河岸干潟の実務上の侵食予測の高度化に寄与する研究を実施する。現地調査、水理実験や観測データ分析等による現象の解明や、既存の知見から現象を表現できる要素モデルを開発し、河床変動解析に適用・検証する研究を想定している。

内容④ 洪水流や波浪等による河口砂州の変化予測に関する研究

- ・河口砂州は、洪水時の河川水位、河口部の河川利用や自然環境に大きな影響を与える。
- ・治水や河川利用等の観点から、河口砂州の地形監視や維持管理での掘削、導流堤の設置等を行うことがあり、また、流下能力を確保するために河口砂州等を掘削する場合がある。これらの実施判断や対策・施設の設計を行うための、地形変化予測技術の高度化に資する研究を行う。
- ・具体的には、河道計画で設定しているような砂州のフラッシュが生じるかの判断に寄与する知見、砂州をフラッシュさせるための砂州の部分的な掘削形状の設計に寄与する知見、導流堤などの構造物を設置した際の地形変化予測に寄与する知見、海域を含む河口部を大規模に掘削した場合の河口砂州の形成予測に寄与する知見等を得るための研究を想定している。
- ・現地調査、水理実験、観測データの分析等による現象の解明や、既存の知見から現象を表現できる数値解析モデルを開発し、河床変動解析に適用・検証する研究を想定している。なお、河口砂州の形成予測に関する研究を行う場合は、予測期間として、数か月～数年程度を対象とすることを想定している。

R8 年度新規公募課題②

「多地点の各種センシング情報利用技術の高度化による防災行動の実効性向上策の研究・開発」

以下に示す内容①、②のいずれか、または複数を対象に研究開発を行う。なお、委託研究で扱う基本技術については、今回公募する研究で新たに開発するものに限らず、既に論文等により公表されているものも対象とするが、公表済みの研究内容を元に、今回の研究開発の対象とする場合には、実務での実装に資する研究成果が得られるよう研究を進めるものとする。

内容① 防災行動につながる各種センシング情報の選択・統合利用の研究・開発

<研究の狙い>

- ・各種センシング情報は、河川管理者等の設置者が自らの目的のために観測しているものであるが、それらの一次情報の多くはリアルタイムに一般に公開されるようになってきた。
- ・それらの結果、多くの種類の情報が公開されているため、リテラシー（理解力・読解力）の異なる方々にとってどのような有用性の情報が存在するのか分かりにくいものとなっており、これらの情報の種類や質について情報の提供者側の視点に立って分析し、効果的・効率的な提供方法について検討することを目的とする。

<研究の範囲>

- ・各主体（市町村職員、水防団、事業者、住民等）が、適切な防災行動の選択につながる各種センシング情報の選択・統合利用の研究・開発を行う。（国土交通省の指針類への反映を想定）
- ・なお、本研究はリアルタイムで多地点の観測情報について、ユーザビリティ（使いやすさ）の観点からの選択・統合利用を主眼に置くものであり、予測情報の高度化に関する研究は対象としない。
- ・ユーザビリティ等の観点から、各種センシング情報の生データに加え、同データを情報処理したものや、解説を加えた情報を含むものとする。
- ・多地点の各種センシング情報の選択・統合利用の検討無しに、単に入力条件として同情報を用いた解析モデルや情報表示機能の研究開発は対象としない。

内容② 人の認知・行動特性に着目した多地点の各種センシング情報の利用支援の研究・開発

<研究の狙い>

- ・水災害時、一部の住民は自宅が危険との情報を得ても避難しないことがある。これは自宅周辺で災害は起こらないという思い込みや、自分の考えを裏付ける情報だけを重視するという認知の傾向、水災害に関する様々な情報を読み解く力（情報リテラシー）の多様さ（個人差）等から、自宅周辺の災害の切迫度を正しく認識していないことなどによるものと考えられる。
- ・また、将来、多地点で膨大な各種センシング情報が入手できる状況となった場合、人の認知・行動特性の面から、どのような影響が生じるか未知数である。
- ・情報の内容や見せ方によって様々な情報の受け止めも異なる中、社会に提供される情報の多様性を理解し、多様なリテラシーを持つそれぞれの主体の認知と行動を評価することを目指す。

＜研究の範囲＞

- ・住民の認知・行動特性に着目し、情報を理解し適切な避難行動の選択につながる情報利用を支援する手法の研究・開発を行う。（情報提供サービスの留意事項への反映を想定）
- ・なお、住民の命を守る観点を意識しつつ、個人の行動選択の自由や、民間企業等によるオープンデータを活用した提供情報の創意工夫を尊重し、研究開発を行うこととする。

・提案型課題（流域課題）：2年で600万円まで、各年度300万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象

提案型課題（流域課題）

国土交通省が管理する河川を中心とした流域に関して、河川管理と都市計画・地域計画を互いに関連させ、水害に対する流域の安全性の向上や健全な水循環系の構築、河川整備やコンパクトシティ等のまちづくり政策を組み合わせた健全な都市の構築等、流域計画・流域管理上の技術課題や政策課題に対して、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者と河川管理者が共同して技術研究開発を行い、河川の流域管理上の課題を解決することを目的とする。

提案型
課題

なお、応募に先立ち、研究対象とする河川を管理する地方整備局の公募担当課と共同研究を実施することを確認の上、研究内容、成果の活用について事前調整を行うこと。

研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。

＜流域管理と地域計画の連携方策に関わる課題例＞

- ・流域治水の推進に向けたまちづくりや土地利用等の活用方策
- ・水災害リスク情報のまちづくり等への活用促進方策
- ・河川と下水道の連携による既成市街地の水害被害軽減方策
- ・まちづくりにおける水害被害軽減に寄与する日常的な水辺空間の活用方策
- ・津波の河川遡上や低頻度に発生する大規模な水害等による流域におけるリスク評価と都市計画への反映方策 等

・提案型課題（地域課題）：2年で400万円まで、各年度200万円を上限※、50歳未満の研究代表者を対象

※提案型課題（地域課題）の1年目の中間評価結果が優良と評価された場合、2年目の費用負担限度額を増額（最大200万円）する場合があります。

提案型課題（地域課題）

国土交通省が管理する河川等に関して、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、各河川をフィールドにした現地調査等を通じ共同して技術研究開発を行い、河川管理上の課題を解決することを目的とする。

提案型
課題

なお、応募に先立ち、研究対象とする河川を管理する地方整備局の公募担当課と共同研究を実施することを確認の上、研究内容、成果の活用について事前調整を行うこと。

研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。

＜河川管理上の技術的な課題例＞

- ・河川工事・維持管理技術に関する技術研究開発
- ・水害等の被害の軽減に関する技術研究開発
- ・河川環境の向上に関する技術研究開発
- ・総合的な水資源対策に関する技術研究開発
- ・健全な水・物質循環の構築に関する技術研究開発
- ・河川工学、水文学などに関する技術研究開発 等

■ 砂防技術分野：3年以内で合計2,000万円まで、各年度1,000万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象 →第3章2節を参照

砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防行政における技術政策課題を解決することを目的とする。

指定型
課題

近年の新規公募課題

「斜面崩壊・土石流発生場から河川領域に至る流域の河床変動解析手法の研究開発」(R7年度)
「土砂災害における空振りの少ない警戒避難情報の開発に関する研究」【一般研究】(H31年度)

R8年度新規公募課題

令和8年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

■ 地域課題分野（砂防）

一般型は原則3年以内、合計600万円まで F Sスタートは、F S研究では1年400万円まで。以後、一般研究は原則2年以内、合計1,600万円まで（総合計額2,000万円まで）

→第3章3～4節を参照

国土交通省が実施する砂防関係事業における一般的な技術的課題、またはある砂防関係事業の固有の技術的な課題に対して、研究者と行政担当者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して研究開発を行い、砂防関係事業の実施上の課題を解決することを目的としています。

一般研究のみの1段階で行う提案型課題のもの（以下、一般型という）と、F S研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究の2段階で行う指定型課題のもの（以下、F Sスタートという）の2種類があります。

砂防関係事業等の技術的な課題例（一般型）

提案型
課題

- ・ 砂防関係工事に関する技術研究開発
- ・ 地すべり防止工事に関する技術研究開発（例：地すべりの変位速度予測に関する研究）
- ・ 土砂災害等の被害の軽減に関する技術研究開発（例：山火事後の土砂流出に関する研究）
- ・ 砂防関係事業に関するグリーンインフラ、生態系保全に関する技術研究開発
- ・ 土砂災害等による経済被害、土砂災害対策における便益等に関する技術研究開発
- ・ 総合的な土砂管理に関する技術研究開発
- ・ 砂防関係事業に係る砂防学、地形学、地質学、河川工学、水文学、気象学、構造力学等に関する技術研究開発 等

継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。

近年の新規公募課題（F Sスタート）

「山地河川の特徴を踏まえた施設計画、設計のための数値解析技術の開発」(R6年度)

「土砂・洪水氾濫対策計画立案のための地域特性に応じた山地河川の土砂・流木動態解析手法の再現性向上」(R5年度)

R8年度新規公募課題（F Sスタート）①

「活発な土砂流出が見込まれる山地流域の評価・対策手法に関する技術の開発」

指定型
課題

例えば以下のような研究開発テーマを想定しているが、課題に対応し砂防関係施策に活用出来るテーマであれば、これに限らない。

○土砂生産・流出が活発な流域における短期・中期・長期の土砂移動を評価可能な土砂流出モデルに関する研究開発

※土石流区間の解析が可能なものが望ましい。

- 活発な土砂流出が見込まれる流域における土砂管理技術及びその評価手法に関する研究開発
※数値解析のみ、観測手法のみ、それらの組み合わせを想定している。
- ネイチャーポジティブの観点を考慮した土砂流出抑制対策工法や評価手法に関する研究開発
※流域全体での対策工法が望ましいが、個別の対策工法でも可。

R8 年度新規公募課題（FSスタート）②

「個別斜面の特性を勘案した土砂災害予測手法に関する技術の開発」

指定型
課題

例えば以下のような研究開発テーマを想定しているが、課題に対応し砂防関係施策に活用出来るテーマであれば、これに限らない。

- 斜面の崩壊履歴や立木の伐採等の環境変化を反映可能な土砂災害予測手法に関する研究開発
- 個別斜面の危険度を踏まえた災害シナリオ設定手法に関する研究開発
- 深層崩壊の発生のおそれがある斜面の崩壊モデルに関する研究開発

■ 地域課題分野（河川生態） FS 研究は原則 1 年以内、年間 500 万円まで

一般研究は原則 5 年以内（この 5 年には FS 研究は含みません）、年間 1,500 万円まで

→第 4 章を参照

国土交通省が管理する河川やその流域において、河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした環境の保全と創出の様々な取組が進められています。

地域の研究機関に所属する研究者が、河川管理者との連携を通して、生態学や河川工学の視点から学術的アプローチで現地調査等を通じた共同研究を行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的としています。

研究段階は FS 研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究とにわかれます。

指定型
課題

近年の新規公募課題

- ・「河川・湖沼における大規模な水位変動が陸域・海域との連続性を含めた生態系に及ぼす影響の解明と防災・減災も意識した健全な生態系の保全・再生の手法に関する研究」（H31 年度）
- ・「大規模な洪水攪乱下での河川構造の複雑性の機能と河川生態系の保全・回復に関する研究」（R2 年度）
- ・「河川の本流支流や上下流など縦断方向の連続性、また河原・遊水地・霞堤・周辺部など横断方向の連続性が生態系の回復・保全に果たす機能評価に関する研究」（R3 年度）
- ・「流域治水を視座においた生物多様性のためのハビタット保全・創出とその評価に関する研究」（R4 年度～R6 年度）

R7 年度～R9 年度新規公募課題

- ・河川の流量や土砂流送による河道形状や河床材料の時空間的変動を踏まえた生物の生活史を維持するための河川を軸とした環境の保全・創出に関する研究（FS 研究）

<課題の説明>

◆背景

- ✓ 令和 6 年 5 月の「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」の提言では、望ましい流量変動や土砂動態について、年間の変動の幅や河道内攪乱の発生頻度などの検討が提示されている。
- ✓ 河川生物の生活史は季節的な流量変動と密接に結びついている場合が多く、また、洪水等による流量変動や土砂流送は、河道形状や河床材料を更新し、生物の生息・生育場の形成に寄与することが知られている。
- ✓ 令和 7 年 6 月の「流域総合水管理のあり方について」の答申では、気候変動や水需要の変化を見据えて、流域環境の空間的・時間的連続性を確保しつつ、多様な種の生息・生育を支える動的な河川環境の創出手法の確立が求められている。
- ✓ ネイチャーポジティブが潮流となる中、流量変動や土砂動態、水温の変化を考慮しつ

つ、河川を軸とした生息・生育の場である環境の定量的な目標設定及びこれを基にした順応的管理により、保全・創出した環境の継続的な評価・改善が求められている。

◆研究計画の観点

- 研究対象は河川を中心とするが、水域や景観のつながり（例えば出水時の水田域との接続、遊水地との生息場の連続性など）を意識した研究であることが望ましい。
- 生物の生活史（繁殖・摂餌、栄養補償、避難場など）を支える生息・生育場が、流量や土砂等のダイナミズムの中でどのように形成・維持・更新されているかという視点での研究が期待される。
- 希少種や絶滅危惧種を含む地域特有の種・個体群の保全も念頭に、生物の生息・生育場の定量的な目標の設定や具体の河川管理に資する研究であることが望ましい。また、大規模出水や渇水のみならず中規模攪乱等や流量波形の変化、河川水温の上昇等も考慮できるとよい。
- 流域治水・水利用・流域環境間の利益相反の調整や相乗効果の発現を図る流域総合水管理の推進において、生物多様性の向上と地域社会の活性化に寄与する研究が期待される。
- 上記の観点のうち全てを網羅する研究計画でなくてもよい。

◆河川管理への適用

- 河川管理者は、例えば航空レーザー測量結果や水位・流量統計データなど、研究に必要な情報の提供に努める。
- 研究チームと協働して、調査・意見交換等を行う。また、研究成果を河川の流量や土砂流送による河道形状や河床材料の変動を踏まえた河川環境の目標設定手法や順応的管理手法の導入に活用する。
- 将来的には、こうした研究成果を気候変動や水利用の変化を見据えた流域総合水管理の中に統合し、実践的な河川管理への反映を図る。

■ 海岸技術分野：2年以内で合計2,000万円まで、各年度1,000万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象 →第5章2節を参照

海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

近年の新規公募課題

「砂浜海岸の海底地形を広域的に把握する手法の技術研究開発」【一般研究】(H30年度)

指定型
課題

R8年度新規公募課題

令和8年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

■ 地域課題分野（海岸） 提案型課題：2年以内で合計400万円まで、各年度200万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象 →第5章3～4節を参照

国土交通省が実施する海岸関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、海岸関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。

指定型課題と提案型課題の2種類があります。

近年の新規公募課題（指定型課題）

「気候変動による海岸侵食の影響評価に向けた汀線の時空間変化に関する予測手法の開発」(R7年度)

「海浜変形予測における波浪の不確実性を考慮する手法の研究開発」(R6年度)

指定型
課題

継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。

R8 年度新規公募課題（指定型課題）

令和 8 年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

R8 年度新規公募課題（提案型課題）

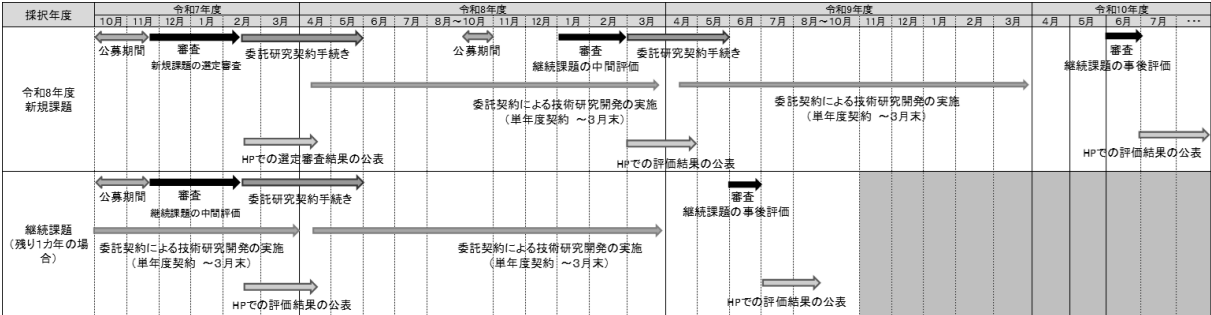
国土交通省が実施する海岸関係事業等における技術的な課題を対象とし、具体のフィールドにおいて、先駆的に行う技術研究開発であり、かつ、実現可能であるもの。

提案型
課題

＜海岸関係事業等の技術的な課題例＞

- ・ 海岸工事・維持管理技術に関する技術研究開発
- ・ 気候変動を踏まえた津波・高潮等の被害の軽減に関する技術研究開発
- ・ 海岸侵食対策に関する技術研究開発
- ・ 海岸の利用・環境の向上に関する技術研究開発
- ・ 海岸工学などに関する技術研究開発 等

■河川砂防技術研究開発公募スケジュール（例）



※概ねのスケジュールを示したものであり、変更する場合があります。詳細は本文を参照。

令和 8 年度 河川砂防技術研究開発公募実施要領

目 次

1. 河川砂防技術研究開発公募の概要	1-1
1.1. 河川砂防技術研究開発公募の目的	1-1
1.2. 河川砂防技術研究開発公募の部門・分野	1-1
1.3. 委託契約	1-7
1.4. 中間評価・事後評価・移行評価の実施	1-8
1.5. 研究成果の報告義務及び報告書の作成	1-8
1.6. 知的財産権の排他的実施の制限	1-8
1.7. 経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策	1-8
1.8. 研究成果の公表	1-9
1.9. 研究成果のフォローアップ	1-9
1.10. 応募手続き	1-10
1.11. 研究資金の適正な執行について	1-10
1.12. 問い合わせ先	1-11
2. 河川技術部門公募要領	2-1
2.1. 公募概要	2-1
2.2. 河川技術・流域管理分野（指定型課題）	2-1
2.2.1. 新規応募時	2-1
(1) 技術研究開発課題	2-1
(2) スケジュール	2-12
(3) 流域デジタルテストベッドの活用について	2-12
(4) 応募書類	2-12
(5) 応募書類の審査	2-15
(6) 審査結果の通知・公表	2-16
(7) 技術研究開発の委託契約	2-16
2.2.2. 中間評価時および事後評価時	2-17
(1) 技術研究開発課題	2-17
(2) スケジュール	2-17
(3) 応募・審査書類	2-17
(4) 中間評価・事後評価	2-19
(5) 審査結果の通知・公表	2-21
(6) 技術研究開発の委託契約	2-21
2.3. 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））	2-23
2.3.1. 新規応募時	2-23
(1) 技術研究開発課題	2-23
(2) スケジュール	2-24

(3) 応募書類	2-24
(4) 応募書類の審査	2-27
(5) 審査結果の通知・公表	2-28
(6) 技術研究開発の委託契約	2-28
2.3.2. 中間評価時および事後評価時	2-29
(1) 技術研究開発課題	2-29
(2) スケジュール	2-29
(3) 応募・審査書類	2-29
(4) 中間評価・事後評価	2-31
(5) 審査結果の通知・公表	2-33
(6) 技術研究開発の委託契約	2-33
2.4. 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））	2-34
2.4.1. 新規応募時	2-34
(1) 技術研究開発課題	2-34
(2) スケジュール	2-34
(3) 応募書類	2-35
(4) 応募書類の審査	2-37
(5) 審査結果の通知・公表	2-38
(6) 技術研究開発の委託契約	2-38
2.4.2. 中間評価時および事後評価時	2-39
(1) 技術研究開発課題	2-39
(2) スケジュール	2-39
(3) 応募・審査書類	2-39
(4) 中間評価・事後評価	2-41
(5) 審査結果の通知・公表	2-43
(6) 技術研究開発の委託契約	2-43
3. 砂防技術部門公募要領	3-1
3.1. 公募概要	3-1
3.2. 砂防技術分野	3-2
3.2.1. 新規応募時	3-2
3.3. 地域課題分野（砂防） 一般型	3-3
3.3.1. 新規応募時	3-3
(1) 技術研究開発課題	3-3
(2) スケジュール	3-3
(3) 応募書類	3-4
(4) 応募書類の審査	3-6
(5) 審査結果の通知・公表	3-7
(6) 技術研究開発の委託契約	3-7
3.3.2. 中間評価時および事後評価時	3-8

(1) 技術研究開発課題	3-8
(2) スケジュール	3-8
(3) 応募・審査書類	3-8
(4) 中間評価・事後評価	3-10
(5) 審査結果の通知・公表	3-12
(6) 技術研究開発の委託契約	3-12
3. 4. 地域課題分野（砂防） F S スタート	3-13
3. 4. 1. 新規応募時	3-13
(1) 技術研究開発課題	3-13
(2) スケジュール	3-16
(3) 応募書類	3-16
(4) 応募書類の審査	3-19
(5) 審査結果の通知・公表	3-19
(6) 技術研究開発の委託契約	3-19
3. 4. 2. 中間評価時および事後評価時	3-21
(1) 技術研究開発課題	3-21
(2) スケジュール	3-21
(3) 応募・審査書類	3-21
(4) 中間評価・事後評価	3-23
(5) 審査結果の通知・公表	3-25
(6) 技術研究開発の委託契約	3-25
4. 河川生態部門公募要領	4-1
4. 1. 公募概要	4-1
4. 2. 地域課題分野（河川生態）	4-1
4. 2. 1. 新規応募時	4-1
(1) 技術研究開発課題	4-1
(2) スケジュール	4-3
(3) 応募書類	4-3
(4) 応募書類の審査	4-6
(5) 審査結果の通知・公表	4-7
(6) 技術研究開発の委託契約	4-7
4. 2. 2. 移行時（F S 研究からの一般研究への移行）	4-8
(1) 技術研究開発課題	4-8
(2) スケジュール	4-8
(3) 応募書類	4-8
(4) 移行評価	4-10
(5) 審査結果の通知・公表	4-11
(6) 技術研究開発の委託契約	4-11
4. 2. 3. 中間評価時および事後評価時	4-13

(1) 技術研究開発課題	4-13
(2) スケジュール	4-13
(3) 応募・審査書類	4-13
(4) 中間評価・事後評価	4-15
(5) 審査結果の通知・公表	4-17
(6) 技術研究開発の委託契約	4-17
5. 海岸技術部門公募要領	5-1
5.1. 公募概要	5-1
5.2. 海岸技術分野	5-1
5.2.1. 新規応募時	5-1
5.3. 地域課題分野（海岸）指定型課題	5-1
5.3.1. 新規応募時	5-1
5.4. 地域課題分野（海岸）提案型課題	5-2
5.4.1. 新規応募時	5-2
(1) 技術研究開発課題	5-2
(2) スケジュール	5-2
(3) 応募書類	5-3
(4) 応募書類の審査	5-5
(5) 審査結果の通知・公表	5-6
(6) 技術研究開発の委託契約	5-6
5.4.2. 中間評価時および事後評価時	5-7
(1) 技術研究開発課題	5-7
(2) スケジュール	5-7
(3) 応募・審査書類	5-7
(4) 中間評価・事後評価	5-9
(5) 審査結果の通知・公表	5-11
(6) 技術研究開発の委託契約	5-11

別添資料

＜別添資料 1＞ 国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）	1
＜別添資料 2＞ 共同研究体協定書（案）	8
＜別添資料 3＞ 申請事項変更届	12
＜別添資料 4＞ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用方法について	14
＜別添資料 5＞ 委託研究処理科目区分表	19

※応募・審査書類、提出書類については、別冊の様式をご覧ください。

1. 河川砂防技術研究開発公募の概要

1.1. 河川砂防技術研究開発公募の目的

河川砂防技術研究開発公募は、水管理・国土保全行政における技術政策課題を解決するため、産学の持つ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的としており、技術分野や課題毎に産学官連携による技術研究開発体制を構築することにより課題の解決を目指します。

1.2. 河川砂防技術研究開発公募の部門・分野

本要領では、以下の 5 つの部門のうち、革新的河川技術部門を除く 4 部門について公募を行います。革新的河川技術部門については、令和 8 年度の公募はありません。

(1) 河川技術部門：河川技術・流域管理分野

(指定型課題、提案型課題（流域課題）、提案型課題（地域課題）を公募)

(2) 砂防技術部門：砂防技術分野(令和 8 年度の公募なし)、地域課題分野(砂防)

(3) 河川生態部門：地域課題分野(河川生態)

(4) 海岸技術部門：海岸技術分野(令和 8 年度の公募なし)、地域課題分野(海岸)

(5) 革新的河川技術部門：(令和 8 年度の公募なし)

それぞれの分野によって、対象とする技術研究開発課題、費用の負担等が異なります。

1.2.1. 部門・分野の概要

〔河川技術部門〕

河川技術・流域管理分野

河川技術・流域管理分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

〔砂防技術部門〕

砂防技術分野

砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

地域課題分野（砂防）

国土交通省が実施する砂防関係事業における一般的な技術的課題、またはある砂防関係事業の固有の技術的な課題に対して、研究者と行政担当者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通して共同して研究開発を行い、砂防関係事業の実施上の課題を解決することを目的としています。一般研究のみの 1 段階で行う提案型課題のもの（以下、一般型という）と、F S 研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究の 2 段階で行う指定型課題の

ものの2種類があります。

a) 一般研究

研究者と行政担当者が連携して技術研究開発を行うものとします。

b) F S 研究（フィージビリティスタディ研究）

研究者と行政担当者が連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される管理及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

【河川生態部門】

地域課題分野（河川生態）

国土交通省が管理する河川やその流域において、河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした環境の保全と創出の様々な取組が進められています。

地域の研究機関に所属する研究者が、河川管理者との連携を通して、生態学や河川工学の視点から学術的アプローチで現地調査等を通じた共同研究を行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的としています。研究段階はF S 研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究とにわかれ、それぞれ以下のとおりです。

a) F S 研究（フィージビリティスタディ研究）

生態学や河川工学などの研究者が、課題解決に必要な研究計画やアプローチを検討する萌芽的な研究。このF S 研究の成果をもとに、河川管理者との連携のもとで、一般研究に進むことが期待されます。なお、F S 研究では、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される河川管理面及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

b) 一般研究

F S 研究の成果を踏まえて設定された課題について、学識者と河川管理者が連携して行う研究。

【海岸技術部門】

海岸技術分野

海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

地域課題分野（海岸）

国土交通省が実施する海岸関係事業等における技術的な課題に対して、研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、海岸関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。

1.2.2. 応募資格

本公募において、応募資格があるのは、以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者又は以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者からなる共同研究体です。

- ①学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他公的研究開発機関
- ②研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ③日本に登記されている民間企業等（※1）

なお、技術研究開発の実施にあたっては、研究者の所属する機関と国土交通省の機関との間で契約を締結することとなります。研究者は、国土交通省国土技術政策総合研究所（以下、「国土技術政策総合研究所」という。）、国土交通省の地方整備局・北海道開発局または地方整備局・北海道開発局の河川、砂防関係事務所等（以下、「地方整備局等」という。）の提示する契約書（案）に合意するとともに、必要とする手続き等を速やかにかつ適切に遂行できる体制を有していることが必要となります。

※1 「③日本に登記されている民間企業等」は、以下の基準を満たすことを条件とします。

1) 民法、商法その他法律により設立された法人であること。

（定款及び財務諸表を添付すること）

2) 応募した技術研究開発を実施する能力を有する機関であること。

また、日本国内に本申請に係る主たる技術研究開発のための拠点を有すること。

（応募した技術研究開発を自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。（例）研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等）

3) 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

※2 競争的研究資金制度においては、できるだけ多くの研究者が提案できることが望ましく、特定の研究者への研究費の過度の集中を防ぐ必要があります。このため、エフォート（＝研究専従率：1 年間の仕事を 100% とした場合、当該研究課題の実施に必要とされる時間の配分率）の導入や府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による資源配分のチェックが行われていることから、提案の際は研究分担者が特定の研究者に偏ることのないようご注意ください。

※3 共同研究者（e-Rad 上では研究分担者）とは、主体的に技術研究開発を行うその他の研究者を意味し、当該技術開発の遂行に関して研究代表者と協力しつつ責任を分担して技術研究開発を行う者です。複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料 2「共同研究体協定書（案）」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

さらに、河川技術部門、砂防技術部門、河川生態部門、海岸技術部門に応募するには、

上記応募資格に加え、以下の条件を満たすことを必要とします。

〔河川技術部門〕

(河川技術・流域管理分野（指定型課題）)

- 令和 8 年 3 月 31 日時点で 50 歳未満の研究代表者を対象
- 必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。

(河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）)

- 令和 8 年 3 月 31 日時点で 50 歳未満の研究代表者を対象
- 指定型課題と提案型課題（流域課題）の両課題に応募することはできません。
- 研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。
なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。
 - ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
 - ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
 - ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。
- 研究体制は、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者により構成することが望ましいが、一つの分野の研究者が中心となる研究体制でも実施可能とする。

(河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）)

- 令和 8 年 3 月 31 日時点で 50 歳未満の研究代表者を対象
- 指定型課題と提案型課題（地域課題）の両課題に応募することも可能ですが、指定型課題で採択された課題は、提案型課題（地域課題）の審査対象外となります。
- 研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。
なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。
 - ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
 - ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
 - ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

〔砂防技術部門〕

(砂防技術分野)

令和 8 年度の公募はありません。

(地域課題分野 (砂防))

○研究者と研究対象とするフィールドを所掌する砂防関係事業を実施している地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。

なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。

- ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
- ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
- ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

○必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。また、若手研究者の人材育成を視野に入れた体制とすることが望ましい。

〔河川生態部門〕

(地域課題分野 (河川生態))

○研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。

なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。

- ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
- ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
- ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

○地域課題分野のうち河川生態については、生態学分野と河川工学分野の幅広い研究が含まれる研究体制であること。また、将来的な河川環境の向上につながるように、若手研究者の人材育成を視野に入れた体制とすることが望ましい。

〔海岸技術部門〕

(海岸技術分野)

令和8年度の公募はありません。

(地域課題分野 (海岸) (指定型課題))

令和8年度の公募はありません。

(地域課題分野 (海岸) (提案型課題))

○令和8年3月31日時点で50歳未満の研究代表者を対象。

○研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。

なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。

- ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
- ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
- ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

1.2.3. 費用の負担

(1) 研究費の範囲

本制度が負担できる研究費の範囲は、研究の遂行に必要な経費及び研究成果のとりまとめ・発表のために必要な経費とします。

計上可能な科目区分の詳細は、別添資料5「委託研究処理科目区分表」を参照ください。

(2) 費用負担の限度額

国土交通省の費用負担の限度額は表 1.1 のとおりです。

表 1.1 費用負担の限度額等

公募区分		費用負担限度額 ^{※1}	技術研究開発期間、新規採択件数 ^{※4}
河川技術部門			
河川技術・流域管理分野	【一般研究】 指定型課題	技術研究開発期間の合計 として <u>2,000 万円</u> (各年度 <u>1,000 万円</u>)	<u>2 年以内</u> <u>4 件程度</u>
	【一般研究】 提案型課題 (流域課題)	技術研究開発期間の合計 として <u>600 万円</u> (各年度 <u>300 万円</u>)	<u>最長 2 年</u> <u>2 件程度</u>
	【一般研究】 提案型課題 (地域課題)	技術研究開発期間の合計 として <u>400 万円</u> (各年度 <u>200 万円</u>) <u>2 年目に研究奨励制度あり^{※2}</u>	<u>最長 2 年</u> <u>5 件程度</u>
砂防技術部門			
砂防技術分野	【一般研究】 指定型課題	<u>新規公募なし</u>	<u>0 件</u>

地域課題分野 (砂防)	【一般研究】 提案型課題	技術研究開発期間の合計 として <u>600 万円</u>	<u>3 年以内</u> <u>5 件程度</u>
	【F S スタート】 指定型課題	<u>FS 年度 400 万円</u> <u>以降 2 年以内で合計</u> <u>1,600 万円</u> (総合計額 2,000 万円)	<u>FS 研究 1 年以</u> <u>内、以後、一</u> <u>般研究 2 年以</u> <u>内</u> <u>3 件程度</u>
河川生態部門			
地域課題分野 (河川生態)	【F S 研究】	<u>年間 500 万円</u>	<u>原則 1 年以内</u> <u>1 件程度</u>
	【一般研究】※3	<u>年間 1,500 万円</u>	<u>原則 5 年以内</u>
海岸技術部門			
海岸技術分野	【一般研究】 指定型課題	<u>新規公募なし</u>	<u>0 件</u>
地域課題分野 (海岸)	【一般研究】 指定型課題	<u>新規公募なし</u>	<u>0 件</u>
	【一般研究】 提案型課題	<u>技術研究開発期間の合計</u> <u>として 400 万円</u> (各年度 200 万円)	<u>最長 2 年</u> <u>2 件程度</u>

※1 費用負担限度額については、間接費及び消費税込み。

※2 提案型課題（地域課題）の1年目の中間評価結果が優良と評価された場合、2年目の費用負担限度額を増額（最大200万円）する場合があります。

※3 地域課題分野のうち河川生態の一般研究については、前年度に実施したF S 研究の移行評価結果又は一般研究の中間評価結果を踏まえて決定します。

※4 技術研究開発期間、新規採択件数は、募集内容により変動する場合があります。

1.2.4. 公募課題、採択審査基準及びスケジュール

分野毎に課題、審査基準及びスケジュールを設定しています。応募を予定している分野のページをご確認下さい。

なお、スケジュールについては今後変更することがあります。

1.3. 委託契約

有識者からなる河川技術評価委員会、砂防技術評価委員会又は河川生態委員会（以下、「評価委員会」という。）における審査結果等を踏まえ、採択にあたっては、提出いただいた研究計画の修正を求める場合があります。提出いただいた研究計画に基づき、河川技術・流域管理分野（指定型課題）、砂防技術分野及び海岸技術分野（指定型課題）については国土技術政策総合研究所と、河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）、提案型課題（地域課題））、地域課題分野（砂防、河川生態、海岸）については地方整備局等と委託研究契約を締結します。

また、複数年の継続課題は、2年度目以降も毎年度中間評価を実施し、その結果継続の可否を決定することから、単年度毎の採択・契約となります。

詳細については各分野の公募要領をご確認下さい。

1.4. 中間評価・事後評価・移行評価の実施

採択された研究テーマについては、評価委員会による中間評価(複数年度にわたる場合)と事後評価を実施します。中間評価の結果、研究目的の達成が困難であると判断されたものについては本制度による技術研究開発を終了します。また、中間評価及び事後評価の結果は公表します。なお、F S 研究(砂防技術部門を除く)については、中間評価・事後評価に代えて一般研究への移行に関する評価を実施します。

1.5. 研究成果の報告義務及び報告書の作成

採択された研究テーマについては、年度毎に得られた研究成果について河川砂防技術研究開発【成果概要】、報告書を提出していただきます。

1.6. 知的財産権の排他的実施の制限

研究成果について、公共目的で国が利用する場合は、その使用を認めていただきます。また、本制度による当該技術研究開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。

1.7. 経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策

(ア) コア重要技術等へのアクセス管理

コア重要技術及び公然と知られておらず、かつ、コア重要技術の実現に直接寄与する技術(以下「コア重要技術等」という。)にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程(社内ガイドライン等含む。)を整備すること。

(イ) コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

(ア)に規定する従業員に対し相応の待遇(賃金、役職等の向上)を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

(ウ) 取引先(共同研究パートナー等のサードパーティを含む。以下同じ。)における管理

国の支援を受けて研究開発を実施する者ではなく、取引先がコア重要技術等の全部

又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア) 及び (イ) に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）及び下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）の諸規定に十分配慮すること。

1.8. 研究成果の公表

委託研究完了時（委託研究実施期間内においては、公表しようとするとき）に、研究成果の公表を行う場合は、契約機関と公表の可否等について協議して下さい。

なお、国土技術政策総合研究所と契約しているものについては、別添資料１「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）」第２５条を参照して下さい。

中間・事後評価後、国土交通省河川砂防技術研究開発公募のホームページで、研究開発公募の成果概要や評価結果を公表します。

【河川技術・流域管理分野の例】

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kasenryuuiki/theme.html>

令和5年度採択テーマ

令和4年10月より公募した河川技術・流域管理分野の課題について、令和5年2月の河川技術評価委員会における審査結果をふまえて、以下のとおり採択テーマを決定しました。

- ・令和5年度 河川砂防技術研究開発公募河川技術/流域管理分野 新規課題研究開発テーマ (PDFファイル)
- ・令和5年度 河川砂防技術研究開発公募 応募状況 (PDFファイル)
- ・河川技術評価委員会 委員 (PDFファイル)

【指定型課題：越水時における河川堤防裏法部の侵食量を評価する技術の開発】

令和5年2月の河川技術評価委員会において、技術革新性、導入可能性、実現可能性の視点から審査が行われ、以下の2件が採択されました。

研究テーマ名/ 研究代表者名	期間	中間評価/ 評価委員会開催日	研究成果報告書概要/ 事後評価結果/ 評価委員会開催日
	R5～R6	結果PDF 評価委員会 PDF 令和6年2月8日	概要PDF 結果PDF 評価委員会 PDF 令和7年6月18日
	R5～R6	結果PDF 評価委員会 PDF 令和6年2月8日	概要PDF 結果PDF 評価委員会 PDF 令和7年6月18日

1.9. 研究成果のフォローアップ

研究期間終了後、研究代表者に対して行う研究成果の行政実務への応用化、実用化状況等の調査に協力していただくことがあります。

1.10. 応募手続き

応募を予定している分野のページをご確認下さい。

1.11. 研究資金の適正な執行について

1.11.1 不合理な重複・過度の集中の排除

競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保出来るかを確認するため、以下の措置を講じます。

- (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、提案内容の一部を他府省を含む他の競争的研究資金担当課(独立行政法人である配分機関を含む。)に情報提供する場合があります、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがあります。
- (2) 応募書類に記載されている他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況について事実と異なる記載があった場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分をすることがあります。
- (3) (2)の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、以下の方針のとおりとします。
 - a) 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみの提出を求めます。
 - b) ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出させることができます。この場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
 - c) 今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とするよう働きかけることがあります。
 - d) 本指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得るが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- (4) (2)の研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告していないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- (5) (4)のうち本応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- (6) 所属機関において「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえ、利益相反・責務相反に関する規定の整

備が重要であることから、所属機関としての規定の整備状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会することがあります。

※ なお、上記のほか、「競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正）（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（内閣府の科学技術政策のホームページ（https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf）をご参照ください。）に基づくものとします。

1.11.2 不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について

(1) 不正使用及び不正受給への対応

研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（国土交通省のホームページ（<https://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第1節から第6節に準じて、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、ガイドラインの第8節④に準じて、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

(2) 研究活動における不正行為への対応

研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」（国土交通省のホームページ（<https://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）参照）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第6章6.(4)に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

(3) その他

委託契約機関に別途、研究不正に関する規程が存在する場合はその規程に従うこと。

1.12. 問い合わせ先

本要領に関する問い合わせは、下記まで電子メールにて日本語でお願いします。

(制度全般、河川技術・流域管理分野（指定型課題）)

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(砂防技術分野、地域課題分野（砂防）)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(地域課題分野（河川生態）)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(海岸技術分野、地域課題分野（海岸）)

国土交通省水管理・国土保全局海岸室 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）、提案型課題（地域課題）))

北海道開発局 建設部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail: hkd-ky-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

東北地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail: thr-ryuikichisui@ki.mlit.go.jp

関東地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail: ktr-kasengijyutu@gxb.mlit.go.jp

北陸地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail: hokuriku-koubo@hrr.mlit.go.jp

中部地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail: cbr-s852320@mlit.go.jp

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail: kkr-riverpr@mlit.go.jp

中国地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail: kasenkoubo@cgr.mlit.go.jp

四国地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail: skr-kawakei@mlit.go.jp

九州地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail: qsr-89kasengijutsu@gxb.mlit.go.jp

2. 河川技術部門公募要領

2.1. 公募概要

河川技術・流域管理分野の技術研究開発公募は、河川技術・流域管理分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目指すとしています。

河川技術・流域管理分野では、指定型課題、提案型課題（流域課題）、提案型課題（地域課題）を公募します。指定型課題と提案型課題（地域課題）の組み合わせについては、両課題に応募することも可能ですが、指定型課題で採択された課題は、提案型課題（地域課題）の審査対象外となります。指定型課題と提案型課題（流域課題）の両課題に応募することはできません。

2.2. 河川技術・流域管理分野（指定型課題）

2.2.1. 新規応募時

（1）技術研究開発課題

令和8年度に新規に公募する技術研究開発課題は、一般研究として公募し、4件を目安として採択します。

課題名	「気候変動も視野に入れた河口部の計画・設計技術を高度化するための研究」
技術研究開発期間、費用負担限度額	2年以内で合計2,000万円まで(各年度1,000万円を上限) 研究代表者の年齢は50歳未満
背景	1. 河口部は、 <u>流れや土砂移動の現象が複雑で、その理解が不足している事柄が多い。</u> ✓ 比重の異なる淡水と海水の混合や、周期的に発生する潮汐や波浪等が河口部の水位や流速・流向、河床材料の構成に影響を与える特殊な環境。 ✓ 特に、洪水流中の微細粒土砂の沈降、潮汐等による干潟の形成、高い粘着性を有する海岸干潟の干満の影響による侵食などは、通常の流砂モデルでは評価できない。



写真 河口の例

2. 気候変動による海面上昇に対応して、様々な河道特性を持つ全国の河川の河口部の地形がどのように変化するのか、将来像の推定が必要。

- ✓ 海面上昇が上昇すると、長期的には河口部の掃流力は低下するが、波浪の影響は増加。海面上昇速度、河川毎の河口部への土砂供給量、地形等の条件に応じて、河口部の地形変化や海域への土砂供給量の変化が異なる可能性がある。
- ✓ 河口部の河床高を条件に、河道計画（又は設計）を実施した上で河川整備計画の対策や、総合土砂管理計画における土砂管理目標（通過土砂量）の設定がなされており、河口部の河床高やその変化がこれらの計画に及ぼす影響を予測することは重要。

3. 河川の自然環境に関する定量的な目標設定や健全な流砂系の形成といった現在進めている政策や河道設計等の実務上のニーズが高い。

- ✓ 河川整備計画の策定および変更における自然環境に関する定量目標の設定を推進しているところであるが、河口周辺において定量目標の達成を目指す河道設計を行うためには、地形変化等の予測技術が必要。
- ✓ 海岸の砂浜回復への寄与を目的として、河川区間で行っている様々な土砂管理対策（例えば、置土、ダム排砂、掘削の工夫）の効果を高めるためにも、河川から海岸に土砂を受け渡す河口部周辺の土砂動態の解明が求められる。
- ✓ 建設コンサルタント技術者と土研・国総研で開催している研究会「河道計画・河道設計に係る高次数値解析技術の開発・実装の好循環形成研究会」（R6～）においても、計画・設計に資する技術開発のリクワイアメントとして、河口に関するものが多数挙げられている。（以下例）
 - ・ 河口部の予測計算における洪水や波浪、潮位、土砂供給量等の不確実性が伴う条件設定について、合理的判断の下、設定法や考え方を提示してほしい。
 - ・ 河口砂州の再生過程を詳細に表現できる解析手法が欲しい。

2. 河川技術部門 公募要領
2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題）
2.2.1. 新規応募時

	- 洪水時の河口砂州の挙動については、検証データが乏しいため、観測技術・解析技術で検証データを増やすための研究開発が必要（粒度鉛直分布、粘着性の効果等）。 - 河口部の河床変動解析における掃流砂量式の選定や各種パラメータ（岸沖給砂条件、粒径階等）の設定の考え方を提示して欲しい。
実施条件等	✓ 技術研究開発の実施にあたり、行政と意見交換する場を設置するので参加すること。 ✓ 評価手法の検証のためのデータとして、以下を提供可能。 ・ 沙流川、阿武隈川、相模川、富士川、黒部川、手取川、安倍川、大井川、天竜川、新宮川、日野川、那賀川、物部川、小丸川、大淀川等の河口部の地形（横断測量等）、波浪、底質材料等の観測データ、構造物諸元データ、近 10 年程度での人為的インパクト（掘削、土砂管理対策等）に関する情報。 ✓ 河川事業の実務で活用できる技術の開発であることから、原則として、研究費を高額の計算機械※の購入に充てないこと。数値解析のみで研究開発を行う場合は、2 年以内で合計 1,000 万円まで（各年度 500 万円）を目安とすることが望ましい。 ※市販されている計算用パソコン（例えば、CPU：6 Core Xeon-3.8GHz、実装メモリ容量：128GB）のスペックを上回るようなワークステーション等。
技術研究開発の内容、リクワイヤメント（要求事項）	河口部の計画・設計の効率化・高度化のため、以下に示す内容①～④のいずれか、または複数を対象に研究開発を行うものとする。なお、委託研究で扱う基本技術については、今回公募する研究で新たに開発するものに限らず、既に論文等により公表されているものも対象とするが、公表済みの技術を研究開発の対象とする場合には、実務での実装に資する研究成果が得られるよう研究を進めるものとする。 研究の成果は、最終的には、下表に示す数値解析フレームに反映することを想定しているが、<u>解析モデルを提案し、検証を行う研究だけでなく、物理モデル構築に寄与するような現象の理解を深める研究についても公募の対象としている</u>。なお、想定している各解析フレームの詳細については、河道計画・河道設計に係る数値解析技術に関する技術資料（案）（https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/tech/tech_v1.pdf）を参照されたい。

2. 河川技術部門 公募要領
2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題）
2.2.1. 新規応募時

	最終的に利用する実務上の場面の概要	河道計画・河道設計に係る数値解析技術に関する技術資料(案)での解析フレーム番号
内容①	河道計画・設計、総合土砂管理のためのセグメントスケール以上の区間を対象とした河床縦断形や土砂動態の長期予測	F2-①-1、F2①-2 F5-①-2
内容②	河道設計のためのリーチスケールを対象とした河床変動予測	F4-③-1
内容③	河道設計のためのリーチスケールを対象とした河床変動予測	F4-③-1
内容④	洪水による河口砂州の形成やフラッシュ予測	F5-①-1、F5-①-2

内容① 気候変動による外力変化を受けた河口部の縦断形長期予測に関する研究

- 気候変動による海面上昇に伴い、河口部での土砂堆積、海岸域への土砂供給量の減少といった土砂動態の変化が生じる可能性がある。この変化の長期予測に資する研究を行うものとする。
- 数値解析、観測データからの分析、水理実験等、アプローチの方法は問わない。
- 気候変動の影響としては、2度上昇シナリオでの海面上昇(約40cm)、流量増(約1.2倍)を想定する。また、長期予測は100年程度の期間で実施することを想定している。気候変動に伴う山地からの土砂供給量の増減については、設定していないが、研究の対象としても良い。

①のリクワイヤメント

- 河川によって、地形や土砂供給等の特性が異なるので、複数の河川をモデルケースとして取り上げる等、河川毎の特性の違いを考慮した研究であることが望ましい。
- 水理実験を行う場合は、実河川の水理量や模型実験の相似則等に十分留意し、河川管理に生かせる研究となること。
- 数値解析を用いる場合は、以下を満たすこと。
 - 河口テラスおよび前置斜面も含めた縦断地形変化を扱えるモデルとすること。
 - 過去の出水における河床変動(縦断地形変化)の再現性の確認を行うこと。
 - 開発した手法を基に、河口砂州の有無、下流セグメントの河床勾配や区間長、潮位変化の影響区間などの河道特性と、縦断形状変化の傾向についても考察し、河道特性毎に起こり得る縦断形変化の傾向について整理すること。

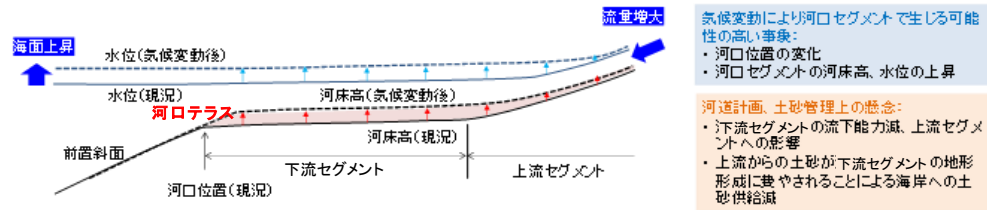


図 気候変動に伴う河川縦断形変化のイメージ

内容② 塩水遡上域での微細粒土砂の堆積予測に関する研究

- ・ 河口の塩水遡上域で掘削を行った後の土砂堆積等の河道の応答について知見が不足しており、将来地形を予測した河道設計に苦慮する場合がある。
- ・ 塩水侵入に伴う微細粒土砂の沈降や潮汐によって海域から運ばれた微細粒土砂の堆積が重要な河川もあると思われるが、再現する技術が不足している。微細粒土砂の沈降は、実務上では実績堆積量を再現するように土粒子の沈降速度に係数をかけて調整するなどの方法がとられている場合もある。
- ・ このため、河口部への微細粒土砂の堆積に関する物理・化学的現象を考慮する等して、実務での予測精度向上に寄与する研究を実施する。現地調査、水理実験や観測データ分析等による現象の解明や、既存の知見から、現象を表現できる要素モデルを開発し、河床変動解析に適用・検証する研究を想定している。

②のリクワイヤメント

- ・ 要素モデルの開発を行う場合、実績データ（堆積速度、地形変化など）の再現性検証を実施し、従来手法との差異の整理を行った上で、実務適用を見据え、開発した要素モデルのパラメータ設定法までを提示すること。

内容③ 粘着性を有する河岸干潟の侵食予測に関する研究

- ・ 河口に近い微細粒土砂で形成されている区間では、洪水流、潮汐や波浪による侵食力と、微細粒土砂の耐侵食力のバランスの下、河岸干潟の地形が形成される。河岸干潟の耐侵食力は、繰り返される潮位変動の影響を受けて変化している可能性がある。また、このような河口部で河床掘削を行うと、河口部水深の増大によって碎波点が川側へ移動し、これに伴い波浪侵入が促進されることが想定され、河岸干潟の侵食が助長される可能性もある。
- ・ 実務において、河岸干潟の侵食を予測することは、現状では難しい。地形変化を予測するためには、上述した複雑な物理現象による侵食力と耐侵食力の関係性を適切に評価する必要があるものと考えられる。

- このため、河口部特有の物理現象等を評価し、河岸干潟の実務上の侵食予測の高度化に寄与する研究を実施する。現地調査、水理実験や観測データ分析等による現象の解明や、既存の知見から現象を表現できる要素モデルを開発し、河床変動解析に適用・検証する研究を想定している。

③のリクワイヤメント

- 要素モデルを開発する場合には、実績データ（河岸地形変化）に基づいた再現性評価を実施し、従来手法（例えば侵食速度式を用いた手法等）との比較を行った上で、開発した要素モデルの有用性や、実務適用を見据えてパラメータ設定法（設定に必要な基礎データと具体的な使い方も含む）を提示すること。

内容④ 洪水流や波浪等による河口砂州の変化予測に関する研究

- 河口砂州は、洪水時の河川水位、河口部の河川利用や自然環境に大きな影響を与える。
- 治水や河川利用等の観点から、河口砂州の地形監視や維持管理での掘削、導流堤の設置等を行うことがあり、また、流下能力を確保するために河口砂州等を掘削する場合がある。これらの実施判断や対策・施設の設計を行うための、地形変化予測技術の高度化に資する研究を行う。
- 具体的には、河道計画で設定しているような砂州のフラッシュが生じるかの判断に寄与する知見、砂州をフラッシュさせるための砂州の部分的な掘削形状の設計に寄与する知見、導流堤などの構造物を設置した際の地形変化予測に寄与する知見、海域を含む河口部を大規模に掘削した場合の河口砂州の形成予測に寄与する知見等を得るための研究を想定している。
- 現地調査、水理実験、観測データの分析等による現象の解明や、既存の知見から現象を表現できる数値解析モデルを開発し、河床変動解析に適用・検証する研究を想定している。なお、河口砂州の形成予測に関する研究を行う場合は、予測期間として、数か月～数年程度を対象とすることを想定している。

④のリクワイヤメント

- 現地調査等によるデータ分析によるアプローチとする場合、データ収集方法や具体的なデータ活用方法についても提示すること。
- 水理実験、数値解析を用いる場合、河口砂州の復元においては河口テラスからの砂供給、波浪による砂の輸送といった基本的な機構を考慮できるものとする。

2. 河川技術部門 公募要領
2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題）
2.2.1. 新規応募時

	- 河口砂州の地形変化等、河口部での土砂動態の解明により、海浜地形の変形予測や、河道～河口～海岸の土砂移動の連続性に関する地形変形予測等にも活用できる知見が得られることが望ましい。 - 数値解析を用いる場合、波打ち上げ高に基づいた従来予測値との整合性、乖離について分析の上、モデルの適用性を評価し、改善が必要な場合のパラメータ等の調整方法までを提示するものとする。また、砂州のフラッシュから復元までの一連の挙動を再現する上で必要な計算時間を明示し、実務への適用性を評価すること。計算時間が膨大となる場合は（例えば 1 か月以上を要する場合を想定）、河川管理者が判断するために必要な情報を、より短い時間で提供する上での開発モデルの活用方法等についても提示すること。
--	--

課題名	「多地点の各種センシング情報利用技術の高度化による防災行動の実効性向上策の研究・開発」
技術研究開発期間、費用負担限度額	2年以内で合計 2,000 万円まで(各年度 1,000 万円を上限) 研究代表者の年齢は 50 歳未満
背景	✓ 国土交通省では河川管理や迅速な災害対応のため、水位計、雨量計（地上、レーダ）、河川監視カメラ等の観測機器を設置し、リアルタイムにデータを収集・提供している。また、民間企業・地方自治体等と連携し、流域内に浸水センサを設置し、堤防越水や流域の浸水状況をリアルタイムに把握するワンコイン浸水センサ実証実験（令和 7 年度時点 232 自治体）を実施しており、今後も水災害の頻発化・激甚化や機器の低コスト化に伴い、設置数の増加が見込まれる。 ✓ 各種センシング情報は、河川管理者等の設置者がその活用のために取得しているものである。これと同時に、これらの情報は、川の防災情報をはじめ、多くが一般に公開されている。また、洪水予測のため洪水予測やその計算過程で得られた水位の縦断形から水害リスクラインを計算し、これらを気象庁の計算する雨量指数などとともに社会へ提供している。 ✓ 水災害時は、観測情報に加え、気象・洪水の予警報、水害リスクライン等の予測情報、SNS 等の様々な情報が入手可能な状況となる。これら各種センシング情報の公開を進めることは、多様なニーズに応える観点では、重要である反面、目的、精度、信頼性が異なる情報が混在すると、専門知識のない住民等においては、これら情報を正

2. 河川技術部門 公募要領
2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題）
2.2.1. 新規応募時

	しく理解し、災害の切迫性を認識して防災行動に移すことが困難となる懸念がある。 ✓ また、大学、民間企業等は様々な情報分析・提供技術を有していると想定されるが、社会実装するためには、ユーザビリティ（使いやすさ）や人の認知・行動特性の面から客観的に技術を評価するとともに、国土交通省の指針類、情報提供サービスの仕様改定にどのように反映するか等の具体的な検討が必要である。 ✓ このため、1）現在利用可能な情報や将来（10～20 年先）の多地点での膨大な各種センシング情報が入手できる状況を想定し、2）水災害時の様々な情報を読み解く力（情報リテラシー）の多様さ（個人差）に対応した、各種センシング情報の利用技術の高度化による住民等における防災行動の実効性向上策の研究・開発について、客観的評価や社会実装を見据えた具体的検討を通じて実施する必要がある。 ✓ ここで取り扱う「センシング情報」の定義は、河川管理者等が自らの利用のため設置した水位観測所等の水位情報やレーダ・地上など雨量観測所による雨量情報、河川管理カメラの映像や浸水センサなどの一次情報のほか、公開されている雨量指数や危険度情報（水害リスクライン等）を含むものとする。一方で、現在、広く公開されていない種類の情報は対象としないこととする。 河川に設置している水位計  河川監視に用いているカメラ  河川流域に設置している雨量計（レーダ）  実証実験中の浸水センサ及び表示システム 各センサの情報を一元的に収集し、浸水状況を共有するシステム  浸水センサ表示システムのイメージ（広域&拡大）
実施条件等	✓ 技術研究開発の実施にあたり、行政と意見交換する場を設置するので参加すること。 ✓ 河川事業の実務で活用できる技術の開発であることから、原則として、研究費を高額の計算機械※の購入に充てないこと。数値解析のみで研究開発を行う場合は、2年以内で合計 1,000 万円まで（各年度 500 万円）を目安とすることが望ましい。他機関への供用が認められているスーパーコンピュータの使用料等は充た可能。 ※市販されている計算用パソコン（例えば、CPU：6 Core Xeon-3.8GHz、実装メモリ容量：128GB）のスペックを上回るようなワークステーション等。

2. 河川技術部門 公募要領
2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題）
2.2.1. 新規応募時

	✓ 複数河川での実用性確認や高額な計算機器の購入回避等、研究開発の効率化と社会実装の加速化の観点から、希望する応募者は、試行的に流域デジタルテストベッドを利用できることとする。 ✓ 評価手法の検証のためのデータとして、以下を提供可能。 ・ワンコイン浸水センサ実証実験で検知したセンサ情報（ただしセンサ設置者に同意を得られたものに限る）。 ※流域デジタルテストベッド（一級水系の流域データ、解析環境（クラウド（Azure））、各種アプリ群）の詳細は以下 URL を参照。 https://www.nilim.go.jp/lab/feg/dtb/dtbindex.htm ※流域デジタルテストベッドの活用を希望する応募者は、詳細についてご説明しますので、下記問い合わせ窓口へご相談をお願いします。 問合せ：国土技術政策総合研究所河川研究部 水循環研究室 TEL： 029-864-2739 E-mail：nil-mizujunkan@ki.mlit.go.jp
技術研究開発の内容、リクワイヤメント（要求事項）	「多地点の各種センシング情報利用技術の高度化による防災行動の実効性向上策の研究・開発」のため、以下に示す内容①、②のいずれか、または複数を対象に研究開発を行う。なお、委託研究で扱う基本技術については、今回公募する研究で新たに開発するものに限らず、既に論文等により公表されているものも対象とするが、公表済みの研究内容を元に、今回の研究開発の対象とする場合には、実務での実装に資する研究成果が得られるよう研究を進めるものとする。 <u><下記、内容①、②共通のリクワイヤメント></u> ・ 一級水系の流域を対象とすること。ただし、必ずしも国管理河川の氾濫を取り扱う必要は無い。 ・ 現在利用可能なセンシング情報を想定し、検討すること。これに加えて将来（10～20 年程度）、多地点で各種センシング情報が入手できる状況を想定し検討してもよい。 ・ 水災害（洪水、土砂災害のいずれか、又はその両方）を対象とすること。 ・ 成果には、分析、方法論等の一連の検討手順を記載し、信頼性を確立するための根拠として、実証実験（現実空間又は仮想空間）、聞き取り調査、効果測定等の客観的評価を行うこと。 ・ 国土交通省の指針類（水防計画作成の手引き、避難確保計画・浸水防止計画作成の手引き、デジタル・マイ・タイムラインの手引き等）、情報提供サービスの留意事項等につながる実効性のある成果とすること。 ・ 研究終了後の成果の社会実装までのロードマップを作成すること。

	内容① 防災行動につながる各種センシング情報の選択・統合利用の研究・開発 <u>＜研究の狙い＞</u> - 各種センシング情報は、河川管理者等の設置者が自らの目的のために観測しているものであるが、それらの一次情報の多くはリアルタイムに一般に公開されるようになってきた。 - それらの結果、多くの種類の情報が公開されているため、リテラシー（理解力・読解力）の異なる方々にとってどのような有用性の情報が存在するのか分かりにくいものとなっており、これらの情報の種類や質について情報の提供者側の視点に立って分析し、効果的・効率的な提供方法について検討することを目的とする。 <u>＜研究の範囲＞</u> - 各主体（市町村職員、水防団、事業者、住民等）が、適切な防災行動の選択につながる各種センシング情報の選択・統合利用の研究・開発を行う。（<u>国土交通省の指針類（前頁）への反映を想定</u>） - なお、本研究はリアルタイムで多地点の観測情報について、ユーザビリティ（使いやすさ）の観点からの選択・統合利用を主眼に置くものであり、予測情報の高度化に関する研究は対象としない。 - ユーザビリティ等の観点から、各種センシング情報の生データに加え、同データを情報処理したものや、解説を加えた情報を含むものとする。 - 多地点の各種センシング情報の選択・統合利用の検討無しに、単に入力条件として同情報を用いた解析モデルや情報表示機能の研究開発は対象としない。 <u>＜①のリクワイヤメント＞</u> - 各主体のうち一つ以上を選定し、研究の対象とするセンシング情報を明示すること。なお、既にオープンデータとして公開されている、あるいは、公開され始めているセンシング情報を対象とする。 - 対象のセンシング情報の利用の現状・将来動向（観測数、分析・提供技術等）をレビューすること。 - 選定した主体における防災行動や、対象のセンシング情報利用に関する課題を分析すること。 - 選定した主体の属性・所在地別に必要な情報や、情報の簡略化等による長所・短所を考慮すること。 - 災害時の時間軸によっても、必要な各種センシング情報は異なることを考慮すること。（例：大規模河川の氾濫を予期し避難する際、内
--	--

	水浸水で既に避難が困難となっている現象等) • 実証実験、聞き取り調査、効果測定等により開発技術のユーザビリティの客観的評価を行うこと。 <u>内容② 人の認知・行動特性に着目した多地点の各種センシング情報の利用支援の研究・開発</u> <u><研究の狙い></u> • 水災害時、一部の住民は自宅が危険との情報を得ても避難しないことがある。これは自宅周辺で災害は起こらないという思い込みや、自分の考えを裏付ける情報だけを重視するという認知の傾向、水災害に関する様々な情報を読み解く力（情報リテラシー）の多様さ（個人差）等から、自宅周辺の災害の切迫度を正しく認識していないことなどによるものと考えられる。 • また、将来、多地点で膨大な各種センシング情報が入手できる状況となった場合、人の認知・行動特性の面から、どのような影響が生じるか未知数である。 • 情報の内容や見せ方によって様々な情報の受け止めも異なる中、社会に提供される情報の多様性を理解し、多様なリテラシーを持つそれぞれの主体の認知と行動を評価することを目指す。 <u><研究の範囲></u> • 住民の認知・行動特性に着目し、情報を理解し適切な避難行動の選択につながる情報利用を支援する手法の研究・開発を行う。（<u>情報提供サービスの留意事項への反映を想定</u>） • なお、住民の命を守る観点を意識しつつ、個人の行動選択の自由や、民間企業等によるオープンデータを活用した提供情報の創意工夫を尊重し、研究開発を行うこととする。 <u><②のリクワイヤメント></u> • 住民避難を含む防災行動における、各種センシング情報利用に関する課題を分析すること。 • 対象のセンシング情報は1種類に限定せず、住民等（住民に避難呼びかけを行う水防団、家族、近隣の者を含む）が入手できる多地点・多種類の情報（現状・将来）を対象とすること。 • 住民避難における人の認知・行動特性に関する既往研究のレビューや、人の認知・行動特性を客観的に評価できる手法を取り入れた実証実験、聞き取り調査、効果測定等を実施すること。
--	---

(2) スケジュール

令和 7 年 10 月 10 日	公募開始
令和 7 年 11 月 26 日	公募締切
令和 7 年 12 月 25 日	選定審査
令和 8 年 2 月～3 月	採択の可否決定、公表
令和 8 年 3 月～令和 8 年 5 月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和 8 年 12 月～令和 9 年 2 月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和 9 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 9 年 3 月～令和 9 年 5 月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和 10 年 6 月	事後評価（ヒアリング）

(3) 流域デジタルテストベッドの活用について

「多地点の各種センシング情報利用技術の高度化による防災行動の実効性向上策の研究・開発」で採択された研究者については、複数河川での実用性確認や高額な計測機器の購入回避等、研究開発の効率化と社会実装の加速化の観点から、希望する応募者は、試行的に流域デジタルテストベッド（一級水系の流域データ、解析環境（クラウド（Azure））、各種アプリ群）利用できることとします。

公募時点の利用可能データ、アプリ群の概要については、国総研 web サイト (<https://www.nilim.go.jp/lab/feg/dtb/dtbindex.htm>) を参照願います。

また、流域デジタルテストベッドの活用を希望する応募者は、詳細についてご説明しますので、下記問い合わせ窓口へご相談願います。

問合せ：国土技術政策総合研究所河川研究部 水循環研究室

TEL： 029-864-2739

E-mail： nil-mizujunkan@ki.mlit.go.jp

(4) 応募書類

必要事項を、表 2.1 に示す様式に記入の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提出を行ってください。申請に当たっては、**事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への機関及び研究者情報の登録が必要**となります。詳しい提案・登録方法については、別添資料 4 の【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用方法について】をご確認ください。

なお、応募書類ファイルのアップロードにつきましては最大 30MB となります（応募書類の差し替えは固くお断りします）。また、公募期間の最終日は通信環境が悪化する可能性がありますので、提案に向けたスケジュール管理には余裕を持って頂きますようお願いいたします（通信環境の悪化等による提出期限の延長等の措置は行いません）。

応募は、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読

2. 河川技術部門 公募要領
2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題）
2.2.1. 新規応募時

みやすい文字の大きさとして下さい。

なお、評価時における評価基準は、表 2.3 のとおりです。

表 2.1 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 応募書類 （別冊の様式集を参照）

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（指定型課題）／新規課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式河指-A	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 1）	2 枚以内
	様式河指-B	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 2）	3 枚以内
	様式河指-C	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 3）	1 枚以内
	様式河指-D	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式河指-E	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚
	様式河指-F	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフォート入力含む。）	各 3 枚

a) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

b) 提出方法

応募様式の提出は、電子データ（様式河指-A～様式河指-F は word ファイルの形式）で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出する P D F 等ファイルを府省共通研究開発管理システム（e-Rad（<https://www.e-rad.go.jp/>））により提出して下さい。（応募〆切までに必着）。

c) 応募書類の提出期限

応募様式の提出期限は以下の通りです。

- ・提出期限（表 2.1 の応募書類）：令和 7 年 11 月 26 日（水）必着

d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願

ます。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。
- 6) 採択された課題の研究代表者、共同研究者及びその所属機関は、本技術研究開発の期間中、委託者（国土技術政策総合研究所）より、本課題に関係する業務が発注された場合、受託することができない場合があります。
- 7) 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規定に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。
- 8) 技術研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

g) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しません。重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。また、内閣府において各省庁等の競争的資金の政府全体の動向を把握するためのマクロ分析を実施しており、本制度における採択課題についてもマクロ分析に必要な研究者情報等を内閣府に提供することになります。なお、マクロ分析に必要な情報については、e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) により入力していただきます。

h) 問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室
河川砂防技術研究開発公募 担当係（事務局）
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(5) 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について選定審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 2.2 のとおりです。

表 2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 応募書類 審査内容

選定審査	方法：河川技術評価委員会によるヒアリング 時期：令和 7 年 12 月 25 日 対象：研究テーマの研究代表者 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	--

審査は、有識者からなる評価委員会において表 2.3 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 2.3 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 採択にあたっての審査基準

(i) 技術革新性	既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるか
(ii) 導入可能性	河川行政への応用性及び研究成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか

(iii) 実現可能性	目標達成及び実用化が技術的に可能であるか 研究計画、経費、実施体制は適切か
(iv) リクワイヤメントへの対応	求められた技術開発の内容・リクワイヤメントに対応した提案となっているか。

(6) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(7) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所または国土技術政策総合研究所が手続きを委託する請負者と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。なお、委託契約条件については、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）」を参照して下さい。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書（案）」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

2.2.2. 中間評価時および事後評価時

(1) 技術研究開発課題

令和 8 年度に採択された研究テーマで令和 9 年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

対象となる技術研究開発課題は 2.2.1(1)節のとおりです。

令和 7 年度以前に新規採択され、令和 8 年度も継続する課題については、「令和 8 年度河川砂防技術研究開発公募実施要領 〔継続課題〕」を参照してください。

(2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の 1 か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和 8 年 12 月～令和 9 年 2 月 中間評価（ヒアリング）

令和 9 年 3 月 継続の可否決定、公表

令和 9 年 3 月～令和 9 年 5 月頃 委託研究契約準備、委託研究契約手続き

契約締結後 委託契約による技術研究開発の実施

令和 10 年 3 月 委託契約による技術研究開発の終了

令和 10 年 6 月 事後評価（ヒアリング）

(3) 応募・審査書類

応募・審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 2.4、審査書類は表 2.5 のとおりです。

表 2.4 河川技術・流域管理分野（指定型課題）中間評価時の応募書類（別冊の様式集を参照）

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（指定型課題）	様式申請票	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式河指-A	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 1）	2 枚以内
	様式河指-B	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 2）	3 枚以内
	様式河指-C	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 3）	1 枚以内
	様式河指-D	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式河指-E	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚
	様式河指-F	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフォート入力含む。）	各 3 枚

※過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式河指-F は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

2. 河川技術部門 公募要領
2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題）
2.2.2 中間評価時および事後評価時

表 2.5 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価・事後評価時の審査書類
（別冊の様式集を参照）

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・ 流域管理分 野（指定型 課題）	様式河指-G	河川砂防技術研究開発【成果概要】	9 枚程度
	-	報告書（契約図書による）	
	-	その他（契約図書による）	

※中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

※なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ（様式河指-A～様式河指-G は word ファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 応募・審査書類の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 2.4、表 2.5 に示す様式申請票、様式河指-A～様式河指-G 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

事後評価時は表 2.5 に示す様式河指-G 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式(CD-R 等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限（中間）：

様式申請票、様式河指-A～様式河指-G とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出期限（事後）：

様式河指-G、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出先：国土技術政策総合研究所 委託契約担当者

d) 秘密の保持

2. 河川技術部門 公募要領
2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題）
2.2.2 中間評価時および事後評価時

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外のお応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発のお応募は認めません。
- 2) 技術研究開発のお応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) お応募・審査書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、お応募者側の負担とします。
- 4) 提出されたお応募・審査書類については、当該お応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択されたお応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) お応募・審査書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出してください。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。
- 6) 採択された課題の研究代表者、共同研究者及びその所属機関は、本技術研究開発の期間中、委託者（国土技術政策総合研究所）より、本課題に関係する業務が発注された場合、受託することができない場合があります。
- 7) 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定するお応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規定に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。
- 8) 技術研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

f) 個人情報等の取り扱い等

お応募・審査書類は、お応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、お応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

2. 河川技術部門 公募要領
2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題）
2.2.2 中間評価時および事後評価時

a) 中間評価

中間評価については表 2.6 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	・複数年度課題について委託年度の 12 月～3 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 2.6 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり） c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）
<u>I. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、技術研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>II. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を河川行政へ導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

b) 事後評価

事後評価については表 2.7 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度 6 月頃に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

2. 河川技術部門 公募要領
2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題）
2.2.2 中間評価時および事後評価時

表 2.7 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：十分に目標を達成できた B：概ね目標を達成できた C：あまり目標を達成できなかった D：ほとんど目標を達成できなかった
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 研究成果</u>	
<u>（1）技術革新性</u> ・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>（2）導入可能性</u> ・研究成果が幅広く普及することにより、河川行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所または国土技術政策総合研究所が手続きを委託する請負者と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。なお、委託契約条件については、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）」を参照してください。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発

2. 河川技術部門 公募要領

2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題）

2.2.2 中間評価時および事後評価時

を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書（案）」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

2.3. 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））

2.3.1. 新規応募時

（1）技術研究開発課題

提案型課題（流域課題）の技術研究開発公募は、国土交通省が管理する河川を中心とした流域に関して、河川管理と都市計画・地域計画を互いに関連させ、水害に対する流域の安全性の向上や健全な水循環系の構築、河川整備やコンパクトシティ等のまちづくり政策を組み合わせた健全な都市の構築等、流域計画・流域管理上の技術課題や政策課題に対して、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者と河川管理者が共同して技術研究開発を行い、河川の流域管理上の課題を解決することを目的としています。

※研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。

※必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。

※研究体制は、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者により構成することが望ましいが、一つの分野の研究者が中心となる研究体制でも実施可能とする。

令和8年度に新規に公募する技術研究開発課題は、一般研究として公募し、2件を目安として採択します。

応募に先立ち、研究対象とする河川を管理する地方整備局の公募担当課と共同研究を実施することを確認の上、研究内容、成果の活用について事前調整を行って下さい。

以下に流域課題に関連するキーワードや施策等を記載しますので、参考として下さい。

＜流域計画・流域管理の連携方策に関わる主なキーワード＞

複合災害、防災まちづくり、流域治水、流域治水プロジェクト 2.0、水害の頻発化・激甚化、命を守るための避難、ハード・ソフト対策の一体的な推進、水害リスク情報の共有、主体的な避難、関係者の相互の連携・支援、流域水循環、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方、立地適正化計画と防災との連携強化、水防体制の充実・強化、災害リスク評価を考慮した都市計画、 等

＜参考となる資料等＞

能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策のあり方について、令和7年6月
<https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kentoukai/ното_kentoukai/teigen/honbun.pdf>
水循環基本計画の変更について、令和6年8月
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/about/pdf/r060830_honbun.pdf>
流域治水施策集 ver2.0, 令和5年3月
<https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html>

2. 河川技術部門 公募要領
2.3 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））
2.3.1 新規応募時

「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言，令和3年4月改訂
<https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/chisui_kentoukai/pdf/r0304/00_gaiyou.pdf>
水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン，令和3年5月
<https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000171.html>
気候変動を踏まえた水災害対策のあり方（答申），令和2年7月 <https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/kikouhendou_suigai/index.html>
流域治水プロジェクト <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html>
ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会
<<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/index.html>>
平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告），平成30年12月 <http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/index.html>
住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト プロジェクトレポート，平成30年11月
<https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/hazard_risk/index.html>
大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申），平成30年12月
<https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/daikibokuuikigouu/index.html>
中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について（答申），平成29年1月
<https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005269.html>
大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について（答申），平成27年12月
<https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/daikiboharanran/index.html>
防災都市づくり計画指針等，平成25年5月
<https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000007.html>
土木学会 流域管理と地域計画の連携方策研究小委員会
<http://hywr.kuciv.kyoto-u.ac.jp/renkei/index.html>

<研究テーマ例>

過去に採択・実施された研究テーマの一覧は、下記のホームページで確認できます。
河川砂防技術研究開発公募 河川技術・流域管理分野 技術研究開発テーマ一覧【提案型課題（流域課題）】

<<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kasenryuiki/theme.html>>

(2) スケジュール

令和7年10月10日	公募開始
令和7年11月26日	公募締切
令和7年12月25日	選定審査
令和8年2月～3月	採択の可否決定、公表
令和8年3月～令和8年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和8年12月～令和9年2月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和9年3月	継続の可否決定、公表
令和9年3月～令和9年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和10年6月	事後評価（ヒアリング）

(3) 応募書類

2. 河川技術部門 公募要領
2.3 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））
2.3.1. 新規応募時

必要事項を、表 2.8 に示す様式に記入の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提出を行ってください。申請に当たっては、**事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への機関及び研究者情報の登録が必要**となります。詳しい提案・登録方法については、別添資料 4 の【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用方法について】をご確認ください。

なお、応募書類ファイルのアップロードにつきましては最大 30MB となります（応募書類の差し替えは固くお断りします）。また、公募期間の最終日は通信環境が悪化する可能性がありますので、提案に向けたスケジュール管理には余裕を持って頂きますようお願いいたします（通信環境の悪化等による提出期限の延長等の措置は行いません）。

応募は、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。なお、評価時における評価基準は、表 2.10 のとおりです。

表 2.8 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））応募書類（別冊の様式集を参照）

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）／新規課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式河提流-A	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 1）	2 枚以内
	様式河提流-B	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 2）	3 枚以内
	様式河提流-C	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 3）	1 枚以内
	様式河提流-D	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式河提流-E	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚
	様式河提流-F	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフォート入力含む。）	各 3 枚

a) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

b) 提出方法

応募様式の提出は、電子データ（様式河提流-A～様式河提流-F は word ファイル）の形式で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出する P D F 等ファイルを府省共通研究開発管理システム（e-Rad（<https://www.e-rad.go.jp/>））により提出し

て下さい。（応募〆切までに必着）。

c) 応募書類の提出期限

応募様式の提出期限は以下の通りです。

- ・提出期限：（表 2.8 の応募書類）令和 7 年 11 月 26 日（水）必着

d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

- 6) 令和 7 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。

g) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。また、内閣府において各省庁等の競争的資金の政府全体の動向を把握するためのマクロ分析を実施しており、本制度における採択課題についてもマクロ分析に必要な研究者情報等を内閣府に提供することになります。なお、マクロ分析に必要な情報については、e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) により入力していただきます。

h) 問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室
河川砂防技術研究開発公募 担当係（事務局）
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(4) 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について選定審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 2.9 のとおりです。

表 2.9 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 応募書類 審査内容

選定審査	方法：河川技術評価委員会によるヒアリング 時期：令和 7 年 12 月 25 日 対象：研究テーマの研究代表者（連携整備局等の担当者も原則参加） 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	---

審査は、有識者からなる評価委員会において表 2.10 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 2.10 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））採択にあたっての審査基準

(i) 課題解決性	河川流域管理と都市計画・地域計画を互いに関連性をもって研究を進めることで、課題の解決に資する適切な研究か
(ii) 新規性・	新規の研究要素が認められるか

2. 河川技術部門 公募要領
2.3 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））
2.3.1. 新規応募時

将来性	将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等との共同研究が可能な体制か

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・ 人件費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費
- ・ 庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・ 諸経費

2.3.2. 中間評価時および事後評価時

（1）技術研究開発課題

令和 8 年度に採択された研究テーマで令和 9 年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

令和 7 年度以前に新規採択され、令和 8 年度も継続する課題については、「令和 8 年度河川砂防技術研究開発公募実施要領 〔継続課題〕」を参照してください。

（2）スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の 1 か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和 8 年 12 月～令和 9 年 2 月	中間評価（ヒアリング）
令和 9 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 9 年 3 月～令和 9 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 10 年 3 月	委託契約による技術研究開発の終了
令和 10 年 6 月	事後評価（ヒアリング）

（3）応募・審査書類

応募・審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 2.11、審査書類は表 2.12 のとおりです。

表 2.11 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 中間評価時の応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））／継続課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式河提流-A	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 1）	2 枚以内
	様式河提流-B	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 2）	3 枚以内
	様式河提流-C	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 3）	1 枚以内
	様式河提流-D	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式河提流-E	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚
	様式河提流-F	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフォート入力含む。）	各 3 枚

※過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式河提流-F は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

2. 河川技術部門 公募要領
2.3 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））
2.3.2 中間評価時および事後評価時

表 2.12 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 中間評価・事後評価時の
審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・ 流域管理分 野（提案型 課題（流域 課題））	様式河提流-G - -	河川砂防技術研究開発【成果概要】 報告書（契約図書による） その他（契約図書による）	9 枚程度

※中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を
確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開ア
ドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

※なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ（様式河提流-A～様式河提流-G は word ファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 応募・審査書類の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 2.11、表 2.12 に示す様式申請票、様式河提流-A～様式河提流-G 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

事後評価時は表 2.12 に示す様式河提流-G 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式(CD-R 等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限（中間）：

様式申請票、様式河提流-A～様式河提流-G とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出期限（事後）：

2. 河川技術部門 公募要領
2.3 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））
2.3.2 中間評価時および事後評価時

様式河提流-G、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出先：地方整備局等 委託契約担当者

d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募・審査書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募・審査書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募・審査書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出してください。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募・審査書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しません。重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

a) 中間評価

中間評価については表 2.13 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について

2. 河川技術部門 公募要領
2.3 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））
2.3.2 中間評価時および事後評価時

て意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	・複数年度課題について委託年度の12月～3月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

表 2.13 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり） c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）
<u>I. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>II. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・河川または流域が抱える課題に対して研究成果を導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

b) 事後評価

事後評価については表 2.14 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度6月頃に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

表 2.14 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：十分に目標を達成できた B：概ね目標を達成できた C：あまり目標を達成できなかった D：ほとんど目標を達成できなかった
------------------------------	--

2. 河川技術部門 公募要領
2.3 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））
2.3.2 中間評価時および事後評価時

<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>II. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>III. 研究成果</u>	
<u>（１）課題解決性</u> ・河川工学及び都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
<u>（２）新規性・将来性</u> ・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

2.4. 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））

2.4.1. 新規応募時

(1) 技術研究開発課題

国土交通省が管理する河川等に関して、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、各河川をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、河川管理上の課題を解決することを目的としています。

令和 8 年度に新規に公募する技術研究開発課題は、一般研究として公募し、5 件を目安として採択します。

国土交通省が管理する河川等が抱える一般的な河川管理上の技術的な課題、または固有の河川管理上の技術的な課題を対象とし、具体のフィールドにおいて、先駆的に行う技術研究開発であり、かつ、実現可能であるものとします。

○河川管理上の技術的な課題例

- ・河川工事・維持管理技術に関する技術研究開発
- ・水害等の被害の軽減に関する技術研究開発
- ・河川環境の向上に関する技術研究開発
- ・総合的な水資源対策に関する技術研究開発
- ・健全な水・物質循環の構築に関する技術研究開発
- ・河川工学、水文学などに関する技術研究開発 等

過去に採択・実施された研究テーマの一覧は、下記のホームページで確認できます。
河川砂防技術研究開発公募 河川技術・流域管理分野 技術研究開発テーマ一覧【提案型課題（地域課題）】

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kasenryuuki/theme.html>

なお、1 年目の中間評価結果が優良と評価された場合、2 年目の費用負担限度額を増額（最大 200 万円）する場合があります。希望の場合は 1 年目の応募時に所定の様式を提出して下さい。

応募に先立ち、研究対象とする河川を管理する地方整備局の公募担当課と共同研究を実施することを確認の上、研究内容、成果の活用について事前調整を行ってください。

(2) スケジュール

令和 7 年 10 月 10 日	公募開始
令和 7 年 11 月 26 日	公募締切
令和 7 年 12 月 25 日	選定審査
令和 8 年 2 月～3 月	採択の可否決定、公表
令和 8 年 3 月～令和 8 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施

2. 河川技術部門 公募要領
2.4 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））
2.4.1. 新規応募時

令和 8 年 12 月～令和 9 年 2 月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和 9 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 9 年 3 月～令和 9 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 10 年 6 月	事後評価（ヒアリング）

(3) 応募書類

必要事項を、表 2.15 に示す様式に記入の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提出を行ってください。申請に当たっては、事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への機関及び研究者情報の登録が必要となります。詳しい提案・登録方法については、別添資料 4 の【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用方法について】をご確認ください。

なお、応募書類ファイルのアップロードにつきましては最大 30MB となります（応募書類の差し替えは固くお断りします）。また、公募期間の最終日は通信環境が悪化する可能性がありますので、提案に向けたスケジュール管理には余裕を持って頂きますようお願いいたします（通信環境の悪化等による提出期限の延長等の措置は行いません）。

応募は、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。なお、評価時における評価基準は、表 2.17 のとおりです。

表 2.15 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））応募書類（別冊の様式集を参照）

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））／新規課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式河提地-A	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 1）	2 枚以内
	様式河提地-B	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 2）	3 枚以内
	様式河提地-C	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 3）	1 枚以内
	様式河提地-D	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式河提地-E	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚
	様式河提地-F	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフォート入力含む。）	各 3 枚

a) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体

制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

b) 提出方法

応募様式の提出は、電子データ（様式河提地-A～様式河提地-F は word ファイルの形式）で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出する P D F 等ファイルを府省共通研究開発管理システム（e-Rad（<https://www.e-rad.go.jp/>））により提出して下さい。（応募〆切までに必着）。

c) 応募書類等の提出期限

応募様式の提出期限は以下の通りです。

- ・提出期限：（表 2.15 の応募書類）令和 7 年 11 月 26 日（水）必着

d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企

2. 河川技術部門 公募要領
2.4 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））
2.4.1. 新規応募時

業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。
- 6) 令和 7 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはありません。

g) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。また、内閣府において各省庁等の競争的資金の政府全体の動向を把握するためのマクロ分析を実施しており、本制度における採択課題についてもマクロ分析に必要な研究者情報等を内閣府に提供することになります。なお、マクロ分析に必要な情報については、e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) により入力していただきます。

h) 問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室
河川砂防技術研究開発公募 担当係（事務局）
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(4) 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について選定審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 2.16 のとおりです。

表 2.16 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 応募書類 審査内容

選定審査	方法：河川技術評価委員会によるヒアリング 時期：令和 7 年 12 月 25 日 対象：研究テーマの研究代表者（連携整備局等の担当者も原則参加） 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	--

審査は、有識者からなる評価委員会において表 2.17 の視点から総合的に行われます。

2. 河川技術部門 公募要領
2.4 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））
2.4.1. 新規応募時

なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 2.17 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））採択にあたっての審査基準

（i）課題解決性	河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する適切な研究か
（ii）新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
（iii）実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で技術研究開発が可能な体制か

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・ 人件費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費
- ・ 庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・ 諸経費

2.4.2. 中間評価時および事後評価時

(1) 技術研究開発課題

令和 8 年度に採択された研究テーマで令和 9 年度も継続して技術研究開発を行うものに限りです。

令和 7 年度以前に新規採択され、令和 8 年度も継続する課題については、「令和 8 年度河川砂防技術研究開発公募実施要領 〔継続課題〕」を参照してください。

(2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の 1 か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和 8 年 12 月～令和 9 年 2 月	中間評価（ヒアリング）
令和 9 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 9 年 3 月～令和 9 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 10 年 3 月	委託契約による技術研究開発の終了
令和 10 年 6 月	事後評価（ヒアリング）

(3) 応募・審査書類

応募・審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 2.18、審査書類は表 2.19 のとおりです。

表 2.18 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 中間評価時の応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））／継続課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式河提地-A	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 1）	2 枚以内
	様式河提地-B	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 2）	3 枚以内
	様式河提地-C	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 3）	1 枚以内
	様式河提地-D	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式河提地-E	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚**
	様式河提地-F	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフォート入力含む。）	各 3 枚

※過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式河提地-F は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

※※新規採択時に増額を希望された課題の様式河提地-E は、増額有り無しの 2 種類をそれぞれ 1 枚ずつ提出してください。

2. 河川技術部門 公募要領
2.4 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））
2.4.2 中間評価時および事後評価時

表 2.19 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））	様式河提地-G － －	河川砂防技術研究開発【成果概要】 報告書（契約図書による） その他（契約図書による）	9 枚程度

※中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

※なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ（様式河提地-A～様式河提地-G は word ファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 応募・審査書類の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 2.18、表 2.19 に示す様式申請票、様式河提地-A～様式河提地-G 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

事後評価時は表 2.19 に示す様式河提地-G 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式 (CD-R 等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限（中間）：

様式申請票、様式河提地-A～様式河提地-G とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出期限（事後）：

様式河提地-G、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出先：地方整備局等 委託契約担当者

d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募・審査書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募・審査書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募・審査書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出してください。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募・審査書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

a) 中間評価

中間評価については表 2.20 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について

2. 河川技術部門 公募要領
2.4 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））
2.4.2 中間評価時および事後評価時

て意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

新規採択時に増額を希望された課題について、評価委員会による中間評価結果が優良と評価された場合に増額します。

中間評価	・複数年度課題について委託年度の12月～3月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

表 2.20 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり） c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）
<u>I. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>II. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を河川または流域管理へ導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

b) 事後評価

事後評価については表 2.21 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度6月頃に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

表 2.21 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：十分に目標を達成できた B：概ね目標を達成できた
--	-------------------------------

2. 河川技術部門 公募要領

2.4 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））

2.4.2 中間評価時および事後評価時

	C：あまり目標を達成できなかった D：ほとんど目標を達成できなかった
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 研究成果</u>	
<u>（1）課題解決性</u> ・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>（2）新規性・将来性</u> ・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

3. 砂防技術部門公募要領

3.1. 公募概要

砂防技術分野

砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

地域課題分野（砂防）

国土交通省が実施する砂防関係事業における一般的な技術的課題、またはある砂防関係事業の固有の技術的な課題に対して、研究者と行政担当者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して研究開発を行い、砂防関係事業の実施上の課題を解決することを目的としています。

一般研究のみの1段階で行う提案型課題のもの（以下、一般型という）と、F S 研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究の2段階で行う指定型課題のもの（以下、F S スタートという）の2種類があります。

a) 一般研究

研究者と行政担当者が連携して技術研究開発を行うものとします。

b) F S 研究（フィージビリティスタディ研究）

研究者と行政担当者とが連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究です。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される管理及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

- 3. 砂防技術部門 公募要領
 - 3.2. 砂防技術分野
 - 3.2.1. 新規応募時

3.2. 砂防技術分野

3.2.1. 新規応募時

令和8年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

3.3. 地域課題分野（砂防） 一般型

3.3.1. 新規応募時

(1) 技術研究開発課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

砂防関係事業等実施上の技術的な課題を対象とし、具体のフィールドにおいて、先駆的に行う技術研究開発であり、かつ、実現可能であるもの。

＜砂防関係事業等の技術的な課題例＞

- ・砂防関係工事に関する技術研究開発
- ・地すべり防止工事に関する技術研究開発（例：地すべりの変位速度予測に関する研究）
- ・土砂災害等の被害の軽減に関する技術研究開発（例：山火事後の土砂流出に関する研究）
- ・砂防関係事業に関するグリーンインフラ、生態系保全に関する技術研究開発
- ・土砂災害等による経済被害、土砂災害対策における便益等に関する技術研究開発
- ・総合的な土砂管理に関する技術研究開発
- ・砂防関係事業に係る砂防学、地形学、地質学、河川工学、水文学、気象学、構造力学等に関する技術研究開発 等

過去に採択・実施された研究テーマの一覧は、下記ホームページで確認出来ます。
河川砂防技術研究開発公募 砂防技術部門 地域課題分野（砂防） 技術研究開発
テーマ一覧 ＜ https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/tiiki_sabou/theme.html ＞

近年の砂防関係事業の技術的な課題に関しては、以下の資料が参考になります。

近年の土砂災害における課題等を踏まえた土砂災害防止対策のさらなる取組強化に向けて
（提言） （令和7年4月）

＜ https://www.mlit.go.jp/river/sabo/committee_dosyasaigaitaisaku.html ＞

気候変動を踏まえた砂防技術検討会 令和5年度版とりまとめ（令和6年3月）

＜ https://www.mlit.go.jp/river/sabo/committee_kikohendo.html ＞

近年の土砂災害における課題等を踏まえた土砂災害対策のあり方について（答申）（令和2年3月）

＜ <https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001342249.pdf> ＞

実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会 報告書（令和元年5月）

＜ https://www.mlit.go.jp/river/sabo/committee_jikkousei/190529/hokokusyo.pdf ＞

(2) スケジュール

令和7年10月10日

公募開始

令和7年11月26日

公募締切

令和7年12月～令和8年2月（予定）選定審査（書面）

3. 砂防技術部門 公募要領
3.3 地域課題分野（砂防） 一般型
3.3.1 新規応募時

令和 8 年 3 月	採択の可否決定、公表
令和 8 年 3 月～令和 8 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 9 年 2 月頃	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和 9 年 3 月～令和 9 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 10 年 2 月頃	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和 10 年 3 月～令和 10 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 11 年 5 月以降	事後評価（ヒアリング）

(3) 応募書類

必要事項を、表 3.1 に示す様式に記入の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提出を行ってください。申請に当たっては、事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への機関及び研究者情報の登録が必要となります。詳しい提案・登録方法については、別添資料 4 の【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用方法について】をご確認ください。

なお、応募書類ファイルのアップロードにつきましては最大 30MB となります（応募書類の差し替えは固くお断りします）。また、公募期間の最終日は通信環境が悪化する可能性がありますので、提案に向けたスケジュール管理には余裕を持って頂きますようお願いいたします（通信環境の悪化等による提出期限の延長等の措置は行いません）。

応募は、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 3.1 のとおりです。なお、中間評価・事後評価時における評価基準や提出書類は、表 3.4～表 3.7 のとおりです。

表 3.1 地域課題分野（砂防） 応募書類（別冊の様式集を参照）

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（砂防）	別紙地砂-I	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式地砂-1	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 1）	1 枚
	様式地砂-2	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 2）	2 枚
	様式地砂-3	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 3）	1 枚
	様式地砂-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式地砂-5	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚
	様式地砂-6	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフォート入力含む。）	各 3 枚

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等を確認できる場合は、ホームページ公開ア

ドレスを様式申請票に記載して下さい) ※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

b) 提出方法

応募様式の提出は、電子データ（表 3.1 の応募書類は word ファイルの形式、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが存在しない場合の添付書類は P D F 等ファイル）を府省共通研究開発管理システム（e-Rad（<https://www.e-rad.go.jp/>））により提出して下さい。（応募〆切までに必着）。

c) 応募書類等の提出期限

- ・提出期限：（表 3.1 の応募書類）令和 7 年 11 月 26 日（水）必着

d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和 7 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします

す。

- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

g) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。また、内閣府において各省庁等の競争的資金の政府全体の動向を把握するためのマクロ分析を実施しており、本制度における採択課題についてもマクロ分析に必要な研究者情報等を内閣府に提供することになります。なお、マクロ分析に必要な情報については、e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) により入力していただきます。

h) 問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
河川砂防技術研究開発公募 担当係（事務局）
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(4) 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 3.2 のとおりです。

表 3.2 地域課題分野（砂防） 応募課題 審査内容

審査	方法：砂防技術評価委員会による応募書類の審査 時期：令和 7 年 12 月～令和 8 年 2 月（予定） 結果：砂防技術評価委員会開催後に電子メールにて研究代表者に結果を連絡
----	--

審査は、有識者からなる評価委員会において表 3.3 の視点から総合的に行われます。

3. 砂防技術部門 公募要領
3.3 地域課題分野（砂防） 一般型
3.3.1 新規応募時

なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 3.3 地域課題分野（砂防） 審査基準

(i) 課題解決性	砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する適切な研究か
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制か

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・ 人件費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費
- ・ 庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・ 諸経費

3.3.2. 中間評価時および事後評価時

(1) 技術研究開発課題

令和 8 年度に採択された研究テーマで令和 9 年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

令和 7 年度以前に新規採択され、令和 8 年度も継続する課題については、「令和 8 年度河川砂防技術研究開発公募実施要領〔継続課題〕」を参照してください。

(2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の 1 か月前を目安としますが、事務局等より別途研究代表者に連絡します。

令和 9 年 2 月頃	中間評価（ヒアリング）
令和 9 年 3 月	採択の可否決定、公表
令和 9 年 3 月～令和 9 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 10 年 2 月頃	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和 10 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 10 年 3 月～令和 10 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 11 年 5 月以降	事後評価（ヒアリング）

(3) 応募・審査書類

応募・審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 3.4、審査書類は表 3.5 のとおりです。

表 3.4 地域課題分野（砂防） 中間評価時の応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野 （砂防）	別紙地砂-I	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式地砂-1	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 1）	1 枚
	様式地砂-2	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 2）	2 枚
	様式地砂-3	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 3）	1 枚
	様式地砂-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式地砂-5	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚
	様式地砂-6	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフォート入力含む。）	各 3 枚

※過年度の提出書類を更新して提出して下さい。なお、様式地砂-6 は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

3. 砂防技術部門 公募要領
 3.3 地域課題分野（砂防） 一般型
 3.3.2 中間評価時および事後評価時

表 3.5 地域課題分野（砂防） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題 分野 (砂防)	様式地砂-7	研究概要・成果の要旨	1 枚
	様式地砂-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	10 枚程度
	—	報告書（契約図書による）	
	—	その他（契約図書による）	

※中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

※なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ（別紙地砂-I、様式地砂-1～様式地砂-8 は word ファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 応募・審査書類等の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 3.4、表 3.5 に示す別紙地砂-I、様式地砂-1～様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

事後評価時は表 3.5 に示す様式地砂-7～様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

応募・審査書類等の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途事務局または委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式(CD-R 等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限（中間）：

別紙地砂-I、様式地砂-1～様式地砂-8 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出期限（事後）：

様式地砂-7～様式地砂-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

3. 砂防技術部門 公募要領
3.3 地域課題分野（砂防） 一般型
3.3.2 中間評価時および事後評価時

・提出先：（別紙地砂-I、様式地砂-1～様式地砂-8 及び添付書類）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

河川砂防技術研究開発公募 担当係（事務局）

E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

（契約図書に規定する成果品）

地方整備局等 委託契約担当者

d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募・審査書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募・審査書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募・審査書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募・審査書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

a) 中間評価

3. 砂防技術部門 公募要領
3.3 地域課題分野（砂防） 一般型
3.3.2 中間評価時および事後評価時

中間評価については表 3.6 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	・複数年度課題について委託年度の2月頃に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

※研究成果（中間）については、随時、学会等での発表をお願いします。

表 3.6 地域課題分野（砂防） 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：指摘事項に留意の上、引き続き研究を推進する。（指摘事項あり） c：指摘事項を踏まえ研究計画を修正の上、研究を推進する。（指摘事項、条件付き） d：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。
<u>I. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>II. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を砂防関係事業へ導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

b) 事後評価

事後評価については表 3.7 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度5月以降に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

※研究成果（事後）については、随時、学会等での発表をお願いします。

表 3.7 地域課題分野（砂防） 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：十分に目標を達成できた。 B：概ね目標を達成できた。 C：あまり目標を達成できなかった。 D：ほとんど目標を達成できなかった。
------------------------------	--

3. 砂防技術部門 公募要領
3.3 地域課題分野（砂防） 一般型
3.3.2 中間評価時および事後評価時

I. 目標達成度 ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
II. 研究計画 ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
III. 研究成果	
(1) 課題解決性 ・地域の研究者と行政担当者による共同研究を通して、砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
(2) 新規性・将来性 ・砂防関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果であったか。また、将来性が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

3.4. 地域課題分野（砂防） FSスタート

3.4.1. 新規応募時

(1) 技術研究開発課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、以下のとおりです。

砂防関係事業等実施上の技術的な課題を対象とし、具体のフィールドにおいて、先駆的に行う技術研究開発であり、かつ、実現可能であるものとします。特に全国的共通課題であるが、地域毎に特性を考慮して検討すべき課題を対象とします。

【公募課題（FSスタート）】

- 「活発な土砂流出が見込まれる山地流域の評価・対策手法に関する技術の開発」
- 「個別斜面の特性を勘案した土砂災害予測手法に関する技術の開発」

公募課題（FSスタート）①

課題名	活発な土砂流出が見込まれる山地流域の評価・対策手法に関する技術の開発
期間・費用	原則3年以内（この3年にFS研究期間を含みます） FS年度 4百万円、以後2年以内で合計 16百万円まで（総合計額20百万円まで）
背景	✓ 気候変動の影響により降雨量が増加した場合、斜面崩壊に伴う土砂生産がどのように応答するか推定する手法の構築は、砂防分野の重要な課題である。 ✓ 一方、過去からの土砂生産が多い流域では、既に河道に多量の土砂が存在していることから、降雨量増加に伴う河川流量の増加により、山地領域からダム領域、河川領域、海岸領域へ流出する土砂が増加することが想定される。 ✓ その影響は、短期・中期・長期、それぞれの時間スケールや降雨等の外力により、異なってくる。 ✓ そのような土砂移動に対し、砂防事業として対応を検討するための技術開発（土砂生産・流出モデル、実態の観測データの少ない箇所での数値解析結果の評価手法、対策手法等）が必要と考えられる。 ✓ 以上の背景に基づき、公募課題に関する研究開発を行う。

3. 砂防技術部門 公募要領
3.4. 地域課題分野（砂防） FSスタート
3.4.1. 新規応募時

	
技術研究 開発の内容	例えば以下のような研究開発テーマを想定しているが、課題に対応し砂防関係施策に活用出来るテーマであれば、これに限らない。 ○土砂生産・流出が活発な流域における短期・中期・長期の土砂移動を評価可能な土砂流出モデルに関する研究開発 ※土石流区間の解析が可能なものが望ましい。 ○活発な土砂流出が見込まれる流域における土砂管理技術及びその評価手法に関する研究開発 ※数値解析のみ、観測手法のみ、それらの組み合わせを想定している。 ○ネイチャーポジティブの観点を考慮した土砂流出抑制対策工法や評価手法に関する研究開発 ※流域全体での対策工法が望ましいが、個別の対策工法でも可。
実施条件等	✓ 成果が国土交通省の砂防関係施策に活用可能であること。 ✓ 研究の実施にあたり行政と意見交換する場を設置するので参加すること。 ✓ 砂防事業の実務で活用できる技術の開発であることから、原則として研究費を高額の計算機械※の購入に充てないこと。ただし、他機関への供用が認められているスーパーコンピュータ使用料等は充当可能。 ※市販されている計算用パソコンのスペックを上回るようなワークステーション等。詳細については、必要に応じて応募書類の提出先へ問い合わせすること。

3. 砂防技術部門 公募要領
3.4. 地域課題分野（砂防） FSスタート
3.4.1. 新規応募時

公募課題（FSスタート）②

課題名	個別斜面の特性を勘案した土砂災害予測手法に関する技術の開発
期間・費用	原則3年以内（この3年にFS研究期間を含みます） FS年度 4百万円、以後2年以内で合計 16百万円まで（総合計額20百万円まで）
背景	✓ 流域全体の斜面崩壊とそれが引き起こす土砂災害を予測する技術と個別の斜面崩壊を精緻に予測する技術では、求められるものは異なる。個別の斜面崩壊を予測する場合には、机上で得られる地形や地質の情報のみならず、崩壊履歴、立木の環境変化、土層内の水文情報や地質情報（ボーリングや電気探査等）等の詳細なデータが必要になってくる。 ✓ このような技術の必要性を示す例として、令和7年4月に提言された「近年の土砂災害における課題等を踏まえた土砂災害防止対策のさらなる取組強化に向けて」で、課題として「個別の斜面単位での土砂災害の発生については、当該斜面の崩壊履歴や立木の伐採等の環境変化など、様々な要素が影響するため、現在の土砂災害警戒情報を発表するための技術的手法のみで精緻に予測することは困難である。このため、国土交通省は、個別の斜面の特性等を勘案した土砂災害予測手法について技術的検討を推進するべきである。ただし、検討を進める上では、（中略）市町村へ提供する情報が避難指示等の発表体制に即したものとなるよう留意が必要である。」との記載がある。 ✓ 以上の背景に基づき、公募課題に関する研究開発を行う。    同時多発的な表層崩壊や土石流 がけ崩れ 深層崩壊
技術研究開発の内容	例えば以下のような研究開発テーマを想定しているが、課題に対応し砂防関係施策に活用出来るテーマであれば、これに限らない。 ○斜面の崩壊履歴や立木の伐採等の環境変化を反映可能な土砂災害予測手法に関する研究開発 ○個別斜面の危険度を踏まえた災害シナリオ設定手法に関する研究開発 ○深層崩壊の発生のおそれがある斜面の崩壊モデルに関する研究開発
実施条件等	✓ 成果が国土交通省の砂防関係施策に活用可能であること。 ✓ 研究の実施にあたり行政と意見交換する場を設置するので参加する

3. 砂防技術部門 公募要領
3.4. 地域課題分野（砂防） FSスタート
3.4.1. 新規応募時

	こと。 ✓ 砂防事業の実務で活用できる技術の開発であることから、原則として研究費を高額な計算機械※の購入に充てないこと。ただし、他機関への供用が認められているスーパーコンピュータ使用料等は充当可能。 ※市販されている計算用パソコンのスペックを上回るようなワークステーション等。詳細については、必要に応じて応募書類の提出先へ問い合わせること。
--	---

(2) スケジュール

令和 7 年 10 月 10 日	公募開始
令和 7 年 11 月 26 日	公募締切
令和 7 年 12 月～令和 8 年 2 月（予定）	選定審査（書面）
令和 8 年 3 月	採択の可否決定、公表
令和 8 年 3 月～令和 8 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 9 年 2 月頃	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和 9 年 3 月～令和 9 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 10 年 2 月頃	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和 10 年 3 月～令和 10 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 11 年 5 月以降	事後評価（ヒアリング）

(3) 応募書類

必要事項を、表 3.8 に示す様式に記入の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提出を行ってください。申請に当たっては、事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への機関及び研究者情報の登録が必要となります。詳しい提案・登録方法については、別添資料 4 の【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用方法について】をご確認ください。

なお、応募書類ファイルのアップロードにつきましては最大 30MB となります（応募書類の差し替えは固くお断りします）。また、公募期間の最終日は通信環境が悪化する可能性がありますので、提案に向けたスケジュール管理には余裕を持って頂きますようお願いいたします（通信環境の悪化等による提出期限の延長等の措置は行いません）。

応募は、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 3.8 のとおりです。なお、中間評価・事後評価時における評価基準や提出書類は表 3.11～表 3.14 のとおりです。

表 3.8 地域課題分野（砂防） 応募書類（別冊の様式集を参照）

3. 砂防技術部門 公募要領
3.4. 地域課題分野（砂防） FSスタート
3.4.1. 新規応募時

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野 （砂防）	別紙地砂-I	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式地砂-1	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 1）	1 枚
	様式地砂-2	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 2）	2 枚
	様式地砂-3	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 3）	1 枚
	様式地砂-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式地砂-5	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚
	様式地砂-6	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフ ォート入力含む。）	各 3 枚

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

b) 提出方法

応募様式の提出は、電子データ（表 3.8 の応募書類は word ファイルの形式、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが存在しない場合の添付書類は P D F 等ファイル）を府省共通研究開発管理システム（e-Rad（<https://www.e-rad.go.jp/>））により提出して下さい。（応募〆切までに必着）。

c) 応募書類等の提出期限

- ・提出期限：（表 3.8 の応募書類）令和 7 年 11 月 26 日（水）必着

d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和 7 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはありません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

g) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。また、内閣府において各省庁等の競争的資金の政府全体の動向を把握するためのマクロ分析を実施しており、本制度における採択課題についてもマクロ分析に必要な研究者情報等を内閣府に提供することになります。なお、マクロ分析に必要な情報については、e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) により入力していただきます。

h) 問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

河川砂防技術研究開発公募 担当係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(4) 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 3.9 のとおりです。

表 3.9 地域課題分野（砂防） 応募課題 審査内容

審査	方法：砂防技術評価委員会による応募書類の審査 時期：令和 7 年 12 月～令和 8 年 2 月（予定） 結果：砂防技術評価委員会開催後に電子メールにて研究代表者に結果を連絡
----	---

審査は、有識者からなる評価委員会において表 3.10 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 3.10 地域課題分野（砂防） 審査基準

(i) 課題解決性	砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する適切な研究か
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制か

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

3. 砂防技術部門 公募要領
3.4. 地域課題分野（砂防） FSスタート
3.4.1. 新規応募時

- ・ 人件費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費
- ・ 庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・ 諸経費

3.4.2. 中間評価時および事後評価時

(1) 技術研究開発課題

令和 8 年度に採択された研究テーマで、令和 9 年度以降に継続して技術研究開発を行うものに限ります。

対象となる技術研究開発課題は 3.4.1(1)節のとおりです。

令和 7 年度以前に新規採択され、令和 8 年度に継続する課題については、「令和 8 年度河川砂防技術研究開発公募実施要領 〔継続課題〕」を参照してください。

(2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の 1 か月前を目安としますが、事務局等より別途研究代表者に連絡します。

令和 9 年 2 月頃	中間評価（ヒアリング）
令和 9 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 9 年 3 月～令和 9 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 10 年 2 月頃	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和 10 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 10 年 3 月～令和 10 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 11 年 5 月以降	事後評価（ヒアリング）

(3) 応募・審査書類

応募・審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 3.11、表 3.12 のとおりです。

表 3.11 地域課題分野（砂防） 中間評価時の応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（砂防）	別紙地砂-I	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式地砂-1	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 1）	1 枚
	様式地砂-2	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 2）	2 枚
	様式地砂-3	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その 3）	1 枚
	様式地砂-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式地砂-5	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚
	様式地砂-6	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフォート入力含む。))	各 3 枚

※過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式地砂-6 は、過年度の提

3. 砂防技術部門 公募要領
3.4. 地域課題分野（砂防） FSスタート
3.4.2. 中間評価時および事後評価時

出時点から変更がある場合のみ提出してください。

表 3.12 地域課題分野（砂防） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題分野 （砂防）	様式地砂-7	研究概要・成果の要旨	1 枚
	様式地砂-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	10 枚程度
	—	報告書（契約図書による）	
	—	その他（契約図書による）	

※中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等を確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

※なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ（別紙地砂-I、様式地砂-1～様式地砂-8 は word ファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 応募・審査書類の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 3.11、表 3.12 に示す別紙地砂-I、様式地砂-1～様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

事後評価時は表 3.12 に示す様式地砂-7、様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

応募・審査書類等の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途事務局または委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式（CD-R 等）」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

・提出期限（中間）：

別紙地砂-I、様式地砂-1～様式地砂-8 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出期限（事後）：

様式地砂-7～様式地砂-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期

間の末日まで

- ・提出先：（別紙地砂-I、様式地砂-1～様式地砂-8 及び添付書類）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

河川砂防技術研究開発公募 担当係

E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

（契約図書に規定する成果品）

地方整備局等 委託契約担当者

d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募・審査書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募・審査書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募・審査書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募・審査書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

3. 砂防技術部門 公募要領
3.4. 地域課題分野（砂防） FSスタート
3.4.2. 中間評価時および事後評価時

a) 中間評価

中間評価については表 3.13 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	・複数年度課題について委託年度の2月頃に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

※研究成果（中間）については、随時、学会等での発表をお願いします。

表 3.13 地域課題分野（砂防） 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：指摘事項に留意の上、引き続き研究を推進する。（指摘事項あり） c：指摘事項を踏まえ研究計画を修正の上、研究を推進する。（指摘事項、条件付き） d：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。
<u>I. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>II. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を砂防関係事業へ導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

b) 事後評価

事後評価については表 3.14 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度5月以降に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

※研究成果（事後）については、随時、学会等での発表をお願いします。

表 3.14 地域課題分野（砂防） 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：十分に目標を達成できた。 B：概ね目標を達成できた。 C：あまり目標を達成できなかった。 D：ほとんど目標を達成できなかった。
------------------------------	--

3. 砂防技術部門 公募要領
3.4. 地域課題分野（砂防） FSスタート
3.4.2. 中間評価時および事後評価時

<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>II. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>III. 研究成果</u>	
<u>(1) 課題解決性</u> ・地域の研究者と行政担当者による共同研究を通して、砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
<u>(2) 新規性・将来性</u> ・砂防関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果であったか。また、将来性が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

4. 河川生態部門公募要領

4.1. 公募概要

国土交通省が管理する河川やその流域において、河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした環境の保全と創出の様々な取組が進められています。

地域の研究機関に所属する研究者が、河川管理者との連携を通して、生態学や河川工学の視点から学術的アプローチで現地調査等を通じた共同研究を行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的としています。

研究段階はF S 研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究とにわかれ、それぞれ以下のとおりです。

a) F S 研究（フィージビリティスタディ研究）

生態学や河川工学などの研究者が、課題解決に必要な研究計画やアプローチを検討する萌芽的な研究。このF S 研究の成果をもとに、河川管理者との連携のもとで、一般研究に進むことが期待されます。なお、F S 研究では、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される河川管理面及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

b) 一般研究

F S 研究の成果を踏まえて設定された課題について、学識者と河川管理者が連携して行う研究。

※一般研究：研究期間：原則5年以内（この5年にはF S 研究期間は含みません）

費用負担限度額：F S 研究から一般研究（新規）へ移行した課題 年間1,500万円まで

4.2. 地域課題分野（河川生態）

4.2.1. 新規応募時

(1) 技術研究開発課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

国土交通省が管理する河川やその流域において、河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした環境の保全と創出の様々な取組が進められています。

地域の研究機関に所属する研究者が、河川管理者との連携を通して、生態学や河川工学の視点から学術的アプローチで現地調査等を通じた共同研究を行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的として、F S 研究課題を設定します。

【F S 研究課題】

河川の流量や土砂流送による河道形状や河床材料の時空間的変動を踏まえた生物の生活史を維持するための河川を軸とした環境の保全・創出に関する研究

4. 河川生態部門公募要領
4.2. 地域課題分野（河川生態）
4.2.1. 新規応募時

課題名	河川の流量や土砂流送による河道形状や河床材料の時空間的変動を踏まえた生物の生活史を維持するための河川を軸とした環境の保全・創出に関する研究
期間・費用	F S 研究： 研究期間：原則 1 年以内 費用負担限度額：年間 500 万円まで 一般研究： 研究期間は原則 5 年以内（この 5 年には F S 研究期間は含みません） 費用負担限度額：F S 研究から一般研究（新規）へ移行した課題 年間 1,500 万円まで
背景	- 令和 6 年 5 月の「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」の提言では、望ましい流量変動や土砂動態について、年間の変動の幅や河道内攪乱の発生頻度などの検討が提示されている。 - 河川生物の生活史は季節的な流量変動と密接に結びついている場合が多く、また、洪水等による流量変動や土砂流送は、河道形状や河床材料を更新し、生物の生息・生育場の形成に寄与することが知られている。 - 令和 7 年 6 月の「流域総合水管理のあり方について」の答申では、気候変動や水需要の変化を見据えて、流域環境の空間的・時間的連続性を確保しつつ、多様な種の生息・生育を支える動的な河川環境の創出手法の確立が求められている。 - ネイチャーポジティブが潮流となる中、流量変動や土砂動態、水温の変化を考慮しつつ、河川を軸とした生息・生育の場である環境の定量的な目標設定及びこれを基にした順応的管理により、保全・創出した環境の継続的な評価・改善が求められている。
研究計画の観点	- 研究対象は河川を中心とするが、水域や景観のつながり（例えば出水時の水田域との接続、遊水地との生息場の連続性など）を意識した研究であることが望ましい。 - 生物の生活史（繁殖・摂餌、栄養補償、避難場など）を支える生息・生育場が、流量や土砂等のダイナミズムの中でどのように形成・維持・更新されているかという視点での研究が期待される。 - 希少種や絶滅危惧種を含む地域特有の種・個体群の保全も念頭に、生物の生息・生育場の定量的な目標の設定や具体の河川管理に資する研究であることが望ましい。また、大規模出水や渇水のみならず中規模攪乱等や流量波形の変化、河川水温の上昇等も考慮できるとよい。 - 流域治水・水利用・流域環境間の利益相反の調整や相乗効果の発現を図る流域総合水管理の推進において、生物多様性の向上と地域社会の活性化に寄与する研究が期待される。

4. 河川生態部門公募要領
4.2. 地域課題分野（河川生態）
4.2.1. 新規応募時

	・ 上記の観点のうち全てを網羅する研究計画でなくてもよい。
河川管理への適用	・ 河川管理者は、例えば航空レーザー測量結果や水位・流量統計データなど、研究に必要な情報の提供に努める。 ・ 研究チームと協働して、調査・意見交換等を行う。また、研究成果を河川の流量や土砂流送による河道形状や河床材料の変動を踏まえた河川環境の目標設定手法や順応的管理手法の導入に活用する。 ・ 将来的には、こうした研究成果を気候変動や水利用の変化を見据えた流域総合水管理の中に統合し、実践的な河川管理への反映を図る。
実施条件等	・ 研究の実施にあたっては、地方整備局等と連携して共同で研究技術開発を実施することが望ましいが、応募時点で地方整備局等と調整がなされていることは条件としない。 ・ 全国的な活用への発展性も見据えながら、地域毎の特性を考慮して研究を進めること。 ・ 将来的な河川環境の向上につながるように、若手研究者の人材育成を視野に入れた体制であること。

(2) スケジュール

令和 7 年 10 月 10 日	公募開始
令和 7 年 11 月 26 日	公募締切
令和 7 年 12 月（予定）	書面審査（一次審査）
令和 8 年 1 月 27 日（予定）	ヒアリング審査（二次審査）
令和 8 年 3 月（予定）	採択の可否決定、公表
令和 8 年 3 月～令和 8 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
別途通知	移行評価に係る様式提出
令和 9 年 1 月～令和 9 年 3 月	一般研究（新規）への移行評価（ヒアリング）
令和 9 年 3 月（予定）	移行の可否決定、公表

(3) 応募書類

必要事項を、表 4.1 に示す様式に記入の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提出を行ってください。申請に当たっては、**事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への機関及び研究者情報の登録が必要**となります。詳しい提案・登録方法については、別添資料 4 の【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用方法について】をご確認ください。

なお、応募書類ファイルのアップロードにつきましては最大 30MB となります（応募書類の差し替えは固くお断りします）。また、公募期間の最終日は通信環境が悪化する可能性がありますので、提案に向けたスケジュール管理には余裕を持って頂きますようお願いいたします。

4. 河川生態部門公募要領
4.2. 地域課題分野（河川生態）
4.2.1. 新規応募時

願いたします（通信環境の悪化等による提出期限の延長等の措置は行いません）。

応募は、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を越えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 4.1 のとおりです。

表 4.1 地域課題分野（河川生態） 応募書類（別冊の様式集を参照）

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（河川生態）	別紙地生-1	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式地生-1	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その1）	1 枚
	様式地生-2	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その2）	4 枚以内 (※)
	様式地生-3	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その3）	2 枚
	様式地生-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式地生-5	研究年度（令和○年度、一般研究第○年目）の必要経費概算	1 枚
	様式地生-6	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフォート入力含む。）	各 3 枚

(※) FS 研究の内容 1 枚、一般研究の内容 3 枚以内の計 4 枚以内

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

b) 提出方法

応募様式の提出は、電子データ（表 4.1 の応募書類は word ファイルの形式、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが存在しない場合の添付書類は PDF 等ファイル）府省共通研究開発管理システム（e-Rad（<https://www.e-rad.go.jp/>））により提出して下さい。（応募〆切までに必着）。

c) 応募書類の提出期限

応募様式の提出期限は以下の通りです。

- ・提出期限：（表 4.1 の応募書類）令和 7 年 11 月 26 日（水）必着※

※：FS 研究（新規課題）に関する提出期限

d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募

4. 河川生態部門公募要領
4.2. 地域課題分野（河川生態）
4.2.1. 新規応募時

書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後7日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和7年度以前の採択の継続課題に応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類（但し、様式地生-1 ①～⑧を除く）については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

g) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。また、内閣府において各省庁等の競争的資金の政府全体の動向を把握するためのマクロ分析を実施しており、本制度における採択課題についてもマクロ分析に必要な研究者情報等を内閣府に提供することになります。なお、マクロ分析に必要な情報については、e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>)

により入力していただきます。

h) 問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
 河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係（事務局）
 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
 E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(4) 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査・ヒアリングを行います。審査の方法、時期、結果等は表 4.2 のとおりです。

表 4.2 地域課題分野（河川生態） 応募課題 審査内容

書面審査 (一次審査)	方法：河川生態委員会による応募書類の審査 時期：(F S 研究) 令和 7 年 12 月（予定） 結果：12 月中旬～12 月下旬に電子メールにて研究代表者に結果を連絡（ヒアリング審査対象者にはヒアリング審査の日時・会場も連絡）
ヒアリング審査 (二次審査)	方法：河川生態委員会によるヒアリング プレゼンテーションソフトを用いた説明をお願いします。 時期：(F S 研究) 令和 8 年 1 月 27 日（予定） 対象：書面審査（一次審査）の結果選定された研究テーマの研究代表者 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡

審査は、有識者からなる評価委員会において表 4.3 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 4.3 地域課題分野（河川生態） 審査基準

(i) 課題解決性	河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決に資する適切な研究か（課題解決に向けた具体的な方向性と調査事項が示されていることが望ましい）
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で技術研究開発が可能な体制か

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
 なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の全額支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。成果については、表 4.4 に示す書類を契約機関に提出して下さい。作成にあたっては、技術研究開発成果等作成要領（別紙地生-IV）を参照して下さい。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

○直接費（委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費）

- ・人件費（委託研究に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）。ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。）
- ・諸謝金（委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金。）
- ・旅費交通費（委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用。）
- ・庁費（委託研究に必要な備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費等。）

○諸経費（上記の直接費×諸経費率（30%）を上限とし、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内で計上することができる）

表 4.4 地域課題分野（河川生態） 技術研究開発成果時の提出書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題分野 （河川生態）	-	報告書（契約図書による） その他（契約図書による）	-

4.2.2. 移行時（FS研究からの一般研究への移行）

（1）技術研究開発課題

令和8年度に採択された研究テーマ（FS研究）で令和9年度に一般研究に移行して技術研究開発を行うものに限ります。

※令和8年度FS研究が対象

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

- ・河川の流量や土砂流送による河道形状や河床材料の時空間的変動を踏まえた生物の生活史を維持するための河川を軸とした環境の保全・創出に関する研究（R8年度FS研究）

令和7年度以前に新規採択され、令和8年度に一般研究に移行または継続する課題については、「令和8年度河川砂防技術研究開発公募実施要領」〔継続課題〕を参照してください。

（2）スケジュール

応募・審査書類の提出締切は移行評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和9年2月～令和9年3月	移行評価（書面・ヒアリング）
令和9年3月（予定）	移行の可否決定、公表
令和9年3月～令和9年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和9年10月～令和9年12月	研究集会での発表
令和10年1月（予定）	継続課題の様式提出
令和10年1月～令和10年3月	中間評価（ヒアリング）、継続の可否決定、公表 （次年度に継続して応募する場合）

（3）応募・審査書類

応募・審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表4.5のとおりです。

表 4.5 地域課題分野（河川生態） 応募・審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（河川生態）	別紙地生-I	応募・審査書類申請票	1枚
	様式地生-1	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その1）	2枚
	様式地生-2	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その2）	6枚以内

4. 河川生態部門公募要領
4.2. 地域課題分野（河川生態）
4.2.2. 移行時

			(※)
様式地生-3	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その3）		2枚
様式地生-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み		1枚
様式地生-5	研究年度（令和○年度、一般研究第○年目）の必要経費概算		1枚
様式地生-6	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフォート入力含む。）		各3枚
様式地生-7	成果の要旨		1枚
様式地生-8	当該年度における成果公表等の状況		2枚
様式地生-9	自己評価結果（研究代表者用）		1枚

(※) 当初計画時の内容3枚以内、今回提出時の内容3枚以内の計6枚以内とする。
※過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式地生-6は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

※なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ（別紙地生-I、様式地生-1～様式地生-9はwordファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 応募・審査書類の提出期限及び提出先

- ・提出期限：表4.5の応募・審査書類の提出期限は別途連絡します※。
- ※ 一般研究（FS研究からの移行課題）に関する提出期限
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係（事務局）
- ・E-mail：hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

d) 秘密の保持

応募・審査書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募・審査書類については、評価委員会、評価分科

会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和 7 年度以前の採択の継続課題に応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募・審査書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 5) 提出された応募・審査書類（但し、様式地生-1 ①～⑧を除く）については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募・審査書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 応募・審査書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募・審査書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 移行評価

F S 研究については、一般研究への移行に関する評価（移行評価）を行います。評価は、有識者からなる評価委員会において表 4.6 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、評価の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

なお、移行評価の結果、F S 研究で検討した一般研究の実施計画案を基本とした研究を実施することにより河川管理上有用な知見を効果的に得られると見込まれる場合には、河川管理者は、F S 研究から一般研究（新規）への移行を決定します。

移行評価	・ 令和 8 年度 F S 研究が対象 ・ 書面・ ヒアリング：令和 9 年 2 月～3 月（予定）に実施 ・ 河川生態委員会による評価 ・ プレゼンテーションソフト等を用いた説明
------	--

表 4.6 地域課題分野（河川生態） 移行評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	a：研究目的は達成され、十分な研究成果があり、一般研究として期待できる。 b：研究目的は概ね達成され、研究成果があり、一般研究として期待できる。 c：一定の研究成果があり、一般研究として期待できる。 d：研究成果があったとはいえず、一般研究として期待できない。
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 研究成果</u>	
<u>(1) 課題解決性</u> ・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決を図る実施計画案を策定することができたか。	a：課題解決が図られる見込みが十分ある。 b：課題解決が概ね図られる見込みがある。 c：課題解決が必ずしも図られるとは限らない。
<u>(2) 新規性・将来性</u> ・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

b) 審査結果の公表

移行評価の評価結果等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の全額支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。研究成果については、表 4.7 に示す書

4. 河川生態部門公募要領
4.2. 地域課題分野（河川生態）
4.2.2. 移行時

類を契約機関に提出して下さい。作成にあたっては、技術研究開発成果等作成要領（別紙地生-Ⅳ）を参照して下さい。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

○直接費（委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費）

- ・人件費（委託研究に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）。ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。）
- ・諸謝金（委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金。）
- ・旅費交通費（委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用。）
- ・庁費（委託研究に必要な備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費等。）

○諸経費（上記の直接費×諸経費率（30%）を上限とし、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内で計上することができる）

表 4.7 地域課題分野（河川生態） 技術研究開発成果時の提出書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題分野 （河川生態）	-	報告書（契約図書による） その他（契約図書による）	-

4.2.3. 中間評価時および事後評価時

(1) 技術研究開発課題

令和 9 年度に一般研究に移行した研究テーマで令和 10 年度以降も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

- ・河川の流量や土砂流送による河道形状や河床材料の時空間的変動を踏まえた生物の生活史を維持するための河川を軸とした環境の保全・創出に関する研究（R8 年度 FS 研究から R9 年度に一般研究へ移行するもの）

令和 7 年度以前に新規採択され、令和 8 年度に一般研究に移行または継続する課題については、「令和 8 年度河川砂防技術研究開発公募実施要領 〔継続課題〕」を参照してください。

(2) スケジュール

応募・審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の 1 か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和 10 年 1 月～令和 10 年 3 月 中間評価（ヒアリング）

令和 10 年 3 月（予定） 継続の可否決定、公表

令和 10 年 3 月～令和 10 年 5 月頃 委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後 委託契約による技術研究開発の実施

令和 10 年 10 月～令和 10 年 12 月 研究集会での発表

令和 11 年 1 月（予定）（次年度に継続して応募する場合） 継続課題の様式提出

令和 11 年 1 月～令和 11 年 3 月 中間評価（ヒアリング）、継続の可否決定、公表
以降、技術研究開発年度 10 月～12 月 研究集会での発表

技術研究開発年度の 1 月（予定）継続課題の様式提出

技術研究開発年度の 1 月～3 月 中間評価（ヒアリング）

技術研究開発完了年度の翌年度 4 月以降 事後評価（ヒアリング）

(3) 応募・審査書類

応募・審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募・審査書類は表 4.8 のとおりです。

表 4.8 地域課題分野（河川生態） 応募・審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題	別紙地生-I	応募・審査書類申請票	1 枚

4. 河川生態部門公募要領

4.2. 地域課題分野（河川生態）

4.2.3. 中間評価時および事後評価時

分野（河川生態）	様式地生-1	地域課題分野公募（河川生態）	応募様式（その1）	2枚
	様式地生-2	地域課題分野公募（河川生態）	応募様式（その2）	6枚以内 (※)
	様式地生-3	地域課題分野公募（河川生態）	応募様式（その3）	2枚
	様式地生-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み		1枚
	様式地生-5	研究年度（令和○年度、一般研究第○年目）の必要経費概算		1枚
	様式地生-6	研究者データ（共同研究者全員分。エフォート入力含む。）		各3枚
	様式地生-7	成果の要旨		1枚
	様式地生-8	当該年度における成果公表等の状況		2枚
	様式地生-9	自己評価結果（研究代表者用）		1枚

(※) 当初計画時の内容3枚以内、今回提出時の内容3枚以内の計6枚以内とする。

※過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式地生-6は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

※なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ（別紙地生-I、様式地生-1～様式地生-9はwordファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 応募・審査書類の提出期限及び提出先

- ・提出期限：表4.8の応募・審査書類の提出期限は別途連絡します。
- ・提出先 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係（事務局）
- ・E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

d) 秘密の保持

応募・審査書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、

実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募・審査書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和 7 年度以前の採択の継続課題に応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募・審査書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 5) 提出された応募・審査書類（但し、様式地生-1 ①～⑧を除く）については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募・審査書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 応募・審査書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募・審査書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

中間評価・事後評価は、有識者からなる評価委員会において表 4.9、表 4.10 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、評価の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては研究を打ち切る場合があります。

中間評価	・ 一般研究（継続）が対象 ・ 書面・ヒアリング：各技術研究開発年度の 1 月～3 月に実施
------	---

4. 河川生態部門公募要領
4.2. 地域課題分野（河川生態）
4.2.3. 中間評価時および事後評価時

	・河川生態委員会による評価 ・プレゼンテーションソフト等を用いた説明
事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度4月以降に実施 ・河川生態委員会による評価 ・プレゼンテーションソフト等を用いた説明

提出書類等の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は郵送とします。

・提出期限：

＜中間評価＞

（表 4.8 の中間評価提出書類）

別紙地生-I、様式地生-1～様式地生-9 の提出期限は別途連絡します。

＜事後評価＞

（表 4.8 の事後評価提出書類）

様式地生-7、地生-8、地生-9 委託研究実施期間の末日まで

（表 4.11 の事後評価提出書類）

契約図書に規定する成果品、様式地生-10、地生-11 委託研究実施期間の末日まで

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係（事務局）

表 4.9 地域課題分野（河川生態） 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：指摘事項に留意の上、引き続き研究を推進する。（指摘事項あり） c：指摘事項を踏まえ研究計画を修正の上、研究を推進する。（指摘事項、条件付き） d：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。
<u>I. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>II. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

Ⅲ. 研究成果の導入、活用可能性 ・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して研究成果を導入、活用することが可能であるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。
--	---

表 4.10 地域課題分野（河川生態） 事後評価の評価基準

総合評価 ・以下の項目を総合的に評価	A : 十分に目標達成できた。 B : 概ね目標を達成できた。 C : あまり目標を達成できなかった。 D : ほとんど目標を達成できなかった。
Ⅰ. 目標達成度 ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
Ⅱ. 研究計画 ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
Ⅲ. 研究成果	
（１）課題解決性 ・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
（２）新規性・将来性 ・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表**a) 審査結果の通知**

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
 なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の全額支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。研究成果については、表 4.11 に示す

4. 河川生態部門公募要領
 4.2. 地域課題分野（河川生態）
 4.2.3. 中間評価時および事後評価時

書類を契約機関に提出してください。作成にあたっては、技術研究開発成果等作成要領（別紙地生-IV）を参照してください。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

○直接費（委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費）

- ・人件費（委託研究に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）。ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。）
- ・諸謝金（委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金。）
- ・旅費交通費（委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用。）
- ・庁費（委託研究に必要な備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費等。）

○諸経費（上記の直接費×諸経費率（30%）を上限とし、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内で計上することができる）

表 4.11 地域課題分野（河川生態） 技術研究開発成果 提出書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題分野 （河川生態）	-	報告書（契約図書による）	-
	-	その他（契約図書による）	-
	様式地生-10	河川砂防技術研究開発【成果概要】 （最終年のみ）	10枚程度
	様式地生-11	河川砂防技術研究開発【成果の要点】 （最終年のみ）	4枚

5. 海岸技術部門公募要領

5.1. 公募概要

海岸技術分野

海岸技術分野の技術研究開発公募は、海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

地域課題分野（海岸）（指定型課題・提案型課題）

地域課題分野（海岸）の技術研究開発公募は、国土交通省が実施する海岸関係事業等における技術的な課題に対して、研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、海岸関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。

5.2. 海岸技術分野

5.2.1. 新規応募時

令和8年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

5.3. 地域課題分野（海岸）指定型課題

5.3.1. 新規応募時

令和8年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

5.4. 地域課題分野（海岸）提案型課題

5.4.1. 新規応募時

(1) 技術研究開発課題

国土交通省が実施する海岸関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通して共同して技術研究開発を行い、海岸関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。

令和8年度に新規に公募する技術研究開発課題は、一般研究として公募し、2件を目安として採択します。

国土交通省が実施する海岸関係事業等における技術的な課題を対象とし、特定のフィールドにおいて、先駆的に行う技術研究開発であり、かつ、実現可能であるものとします。

< 海岸関係事業等の技術的な課題例 >

- ・ 海岸工事・維持管理技術に関する技術研究開発
- ・ 気候変動を踏まえた津波・高潮等の被害の軽減に関する技術研究開発
- ・ 海岸侵食対策に関する技術研究開発
- ・ 海岸の利用・環境の向上に関する技術研究開発
- ・ 海岸工学などに関する技術研究開発 等

近年の海岸関係事業の技術的な課題に関しては、以下の資料が参考になります。

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会（令和2年7月）

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/hozen/

海岸保全基本方針の変更（令和2年11月）

<https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/coastplan/index.html>

砂浜保全に関する中間とりまとめ（令和元年6月）

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamiKondankai/index.html

応募に先立ち、研究対象とする海岸を管理する地方整備局の公募担当課と共同研究を実施することを確認の上、研究内容、成果の活用について事前調整を行ってください。

(2) スケジュール

令和7年10月10日	公募開始
令和7年11月26日	公募締切
令和7年12月25日	選定審査
令和8年2月～3月	採択の可否決定、公表
令和8年3月～令和8年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施

5. 海岸技術部門 公募要領
5.4. 地域課題分野（海岸）提案型課題
5.4.1. 新規応募時

令和 8 年 12 月～令和 9 年 2 月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和 9 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 9 年 3 月～令和 9 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 10 年 6 月	事後評価（ヒアリング）

(3) 応募書類

必要事項を、表 5.1 に示す様式に記入の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提出を行ってください。申請に当たっては、**事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への機関及び研究者情報の登録が必要**となります。詳しい提案・登録方法については、別添資料 4 の【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用方法について】をご確認ください。

なお、応募書類ファイルのアップロードにつきましては最大 30MB となります（応募書類の差し替えは固くお断りします）。また、公募期間の最終日は通信環境が悪化する可能性がありますので、提案に向けたスケジュール管理には余裕を持って頂きますようお願いいたします（通信環境の悪化等による提出期限の延長等の措置は行いません）。

応募は、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。なお、評価時における評価基準は、表 5.3 のとおりです。

表 5.1 地域課題分野（海岸）（提案型課題）応募書類（別冊の様式集を参照）

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（海岸）（提案型課題）	様式申請票	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式海提地-A	地域課題分野（海岸）提案型 応募様式（その 1）	2 枚以内
	様式海提地-B	地域課題分野（海岸）提案型 応募様式（その 2）	3 枚以内
	様式海提地-C	地域課題分野（海岸）提案型 応募様式（その 3）	1 枚以内
	様式海提地-D	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式海提地-E	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚
	様式海提地-F	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフォート入力含む。）	各 3 枚

a) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

b) 提出方法

応募様式の提出は、電子データ（様式河提地-A～様式河提地-F は word ファイルの形式）で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出する P D F 等ファイルを府省共通研究開発管理システム（e-Rad（<https://www.e-rad.go.jp/>））により提出して下さい。（応募〆切までに必着）。

c) 応募書類等の提出期限

応募様式の提出期限は以下の通りです。

- ・提出期限：（表 5.1 の応募書類）令和 7 年 11 月 26 日（水）必着

d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関

5. 海岸技術部門 公募要領
5.4. 地域課題分野（海岸）提案型課題
5.4.1. 新規応募時

が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。
- 6) 令和 7 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはありません。

g) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。また、内閣府において各省庁等の競争的資金の政府全体の動向を把握するためのマクロ分析を実施しており、本制度における採択課題についてもマクロ分析に必要な研究者情報等を内閣府に提供することになります。なお、マクロ分析に必要な情報については、e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) により入力していただきます。

h) 問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局海岸室
河川砂防技術研究開発公募 担当係（事務局）
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(4) 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について選定審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 5.2 のとおりです。

表 5.2 地域課題分野（海岸）（提案型課題） 応募書類 審査内容

選定審査	方法：河川技術評価委員会によるヒアリング 時期：令和 7 年 12 月 25 日 対象：研究テーマの研究代表者（連携整備局等の担当者も原則参加） 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	--

5. 海岸技術部門 公募要領
5.4. 地域課題分野（海岸）提案型課題
5.4.1. 新規応募時

審査は、有識者からなる評価委員会において表 5.3 の視点から総合的に行われます。
なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 5.3 地域課題分野（海岸）（提案型課題）採択にあたっての審査基準

(i) 課題解決性	海岸関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する適切な研究か
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で技術研究開発が可能な体制か

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・ 人件費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費
- ・ 庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・ 諸経費

5.4.2. 中間評価時および事後評価時

(1) 技術研究開発課題

令和8年度に採択された研究テーマで令和9年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

令和7年度以前に新規採択され、令和8年度も継続する課題については、「令和8年度河川砂防技術研究開発公募実施要領 〔継続課題〕」を参照してください。

(2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和8年12月～令和9年2月	中間評価（ヒアリング）
令和9年3月	継続の可否決定、公表
令和9年3月～令和9年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和10年3月	委託契約による技術研究開発の終了
令和10年6月	事後評価（ヒアリング）

(3) 応募・審査書類

応募・審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表5.4、審査書類は表5.5のとおりです。

表 5.4 地域課題分野（海岸）（提案型課題） 中間評価時の応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（海岸） （提案型課題）	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式海提地-A	地域課題分野（海岸）提案型 応募様式（その1）	2枚以内
	様式海提地-B	地域課題分野（海岸）提案型 応募様式（その2）	3枚以内
	様式海提地-C	地域課題分野（海岸）提案型 応募様式（その3）	1枚以内
	様式海提地-D	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式海提地-E	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1枚
	様式海提地-F	研究者データ（共同研究者を含む全員分。エフォート入力含む。）	各3枚

※過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式河提地-Fは、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

5. 海岸技術部門 公募要領
5.4. 地域課題分野（海岸）提案型課題
5.4.2. 中間評価時および事後評価時

表 5.5 地域課題分野（海岸）（提案型課題） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（海岸） （提案型課題）	様式海提地-G - -	河川砂防技術研究開発【成果概要】 報告書（契約図書による） その他（契約図書による）	9 枚程度

※中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

※なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ（様式河提地-A～様式河提地-G は word ファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 応募・審査書類の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 5.4、表 5.5 に示す様式申請票、様式海提地-A～様式海提地-G 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

事後評価時は表 5.5 に示す様式海提地-G 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式(CD-R 等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限（中間）：

様式申請票、様式海提地-A～様式海提地-G とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出期限（事後）：

様式海提地-G、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出先：地方整備局等 委託契約担当者

d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募・審査書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募・審査書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募・審査書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出してください。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募・審査書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

a) 中間評価

中間評価については表 5.6 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

5. 海岸技術部門 公募要領
5.4. 地域課題分野（海岸）提案型課題
5.4.2. 中間評価時および事後評価時

中間評価	・複数年度課題について委託年度の12月～3月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

表 5.6 地域課題分野（海岸）（提案型課題） 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり） c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）
<u>I. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>II. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を海岸行政へ導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

b) 事後評価

事後評価については表 5.7 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度6月頃に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

表 5.7 地域課題分野（海岸）（提案型課題） 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：十分に目標を達成できた B：概ね目標を達成できた C：あまり目標を達成できなかった D：ほとんど目標を達成できなかった
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。

5. 海岸技術部門 公募要領
5.4. 地域課題分野（海岸）提案型課題
5.4.2. 中間評価時および事後評価時

	c：達成しなかった。
Ⅱ. 研究計画 ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
Ⅲ. 研究成果	
（１）課題解決性 ・地域の研究者と海岸関係事業者による共同研究を通して、海岸関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
（２）新規性・将来性 ・海岸関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

<別添資料 1 >

※本委託研究契約書例については、今後変更となる可能性があります

国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）

委託研究契約書

委託研究の名称

委託研究実施期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

委託料の限度額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

成果品の納入場所 国土交通省国土技術政策総合研究所

頭書研究の委託について、委託者 支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 ○○ ○○と
受託者とは、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第 1 条 受託者は、委託研究実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託研究実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委託研究（以下「委託研究」という。）を完了しなければならない。

2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者が共同研究体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同研究体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同研究体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(注) 共同研究体と契約する場合は、第 3 項を記載。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第 3 条 受託者は、委託研究の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせなければならない。

2 前項の「主たる部分」とは、委託研究における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受託者は、委託研究の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようと

するとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を委託者に提出し、承諾を得なければならない（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

5 受託者が委託研究の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受託者が負うものとする。

6 受託者は、委託研究の処理に当たり、第三者との間で共同研究等の契約を締結してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（履行体制の把握）

第 4 条 受託者は、前条第3項及び第6項の承諾を得た場合において、再委託の相手方（共同研究等の相手方を含む。）がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を委託者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受託者は、前項の場合において、委託者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（実施計画書の変更等）

第 5 条 受託者は、実施計画書の変更（各費目相互間における金額の2割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書を委託者に提出し、承認を受けなければならない。

2 委託者は、前項の変更後の実施計画書について遅滞なくその内容を審査し、不適当と認めたときは、受託者と協議するものとする。

3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託研究の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

（委託研究の内容の変更等）

第 6 条 委託者は、必要がある場合には、委託研究の内容を変更し、又は委託研究を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、実施期間又は委託料の限度額を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 予期することのできない賃金水準、物価水準等の変動により、委託研究に要する直接経費（人件費、諸謝金、旅費、庁費）に大きな変動が生じ、委託料の限度額が著しく不適当となったときは、委託者と受託者とが協議のうえ委託料の限度額を変更することができる。

3 前条第1項及び第2項の規定は、第1項及び前項の場合について準用する。

4 第1項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（実施期間の延長等）

第 7 条 受託者は、その責に帰することができない事由により実施期間までに委託研究を完了できないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

2 委託者は、受託者の責に帰する事由により実施期間までに委託研究を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めたときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。

3 前項の損害金は、委託料の限度額に対して延長日数に応じ年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第 8 条 委託研究の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担しなければならない。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（検査及び引渡）

第 9 条 受託者は、委託研究を完了したときは、遅滞なく成果品に添えて完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の成果品、完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に委託者又は委託者の指定した職員により検査を行わなければならない。

3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果品に添えて補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。

4 第 2 項の規定は、委託者が前項の成果品、補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領した場合に準用する。

5 委託者は、第 2 項（第 4 項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、受託者にその旨を通知しなければならない。

6 前項の委託料の確定額は、現に委託研究に要した経費の額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。

7 受託者は、第 5 項の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を委託者に引き渡さなければならない。

（委託料の支払）

第 10 条 受託者は、前条第 7 項により、成果品の引き渡しを完了したときは、委託者に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

3 受託者は、委託者の責に帰すべき事由により前項の委託料の支払いが遅れた場合には、委託者に対して、遅延日数に応じ年 2.5 パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（知的財産権の範囲）

第 11 条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

二 特許法に規定する特許をうける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）

三 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）

四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、委託者と受託者とが協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利。

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠の創作、回路配置利用権の対象となるものについては回路配置の創作、育成者権の対象となるものについては品種の育成、プログラム等の著作権の対象となるものについてはプログラム等の創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の帰属）

第12条 委託者は、契約締結日に受託者が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書により委託者に届け出た場合は、当該委託研究に係る知的財産権を受託者から譲り受けないことができるものとする。

- 一 受託者は、当該委託研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく第14条の規定に基づいて、その旨を委託者に報告する。
- 二 受託者は、国が適正な対価を支払う場合においては、当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 三 受託者は、国が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。ただし、本号に通常の公共事業への活用は含まれない。
- 四 受託者は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、委託者が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

五 受託者は、当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等を設定しないものとする。ここでいう独占的な通常実施権等の設定とは、当該知的財産権について権利保有者のみが実施（自己実施）すること、権利保有者が特定の者以外の者には実施許諾しないこと、又は実施許諾の対価（ロイヤリティー）を時価よりも著しく高く設定すること等のいずれかにより、実施権について独占的な状態を設定することをいう。

2 委託者は、受託者が前項で規定する書面を提出しない場合、受託者から無償で当該知的財産権を譲り受けるものとする。その承継等の時期は特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては出願、回路配置利用権に係る権利にあっては、申請に先立って行うものとし、受託者は知的財産権帰属届出書並びに次の各号に掲げる書類を委託者に提出するものとする。

- 一 受託者の従業員又は役員（以下「従業員等」という。）の行った発明等に係る知的財産権を受ける権利を受託者が承継した旨を記載した書面。
 - 二 前号の知的財産権を受ける権利を受託者が委託者に無条件で譲渡する旨を記載した書面。
 - 三 第一号に係る発明等の範囲、内容等を記載した書面。
- 3 受託者は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと委託者が認める場合、当該知的財産権を無償で委託者に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の管理）

第13条 受託者は、前条第2項に該当する場合、前条第2項の書類の提出後、委託者の指示に従い、受託者は当該委託研究に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを委託者の名義により行うものとする。

- 一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
 - 二 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
 - 三 プログラム等の著作物にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き
- 2 委託者は、前項の場合において、受託者に対し、受託者が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を別途支払うものとする。
- 3 受託者は、当該委託研究に係る委託者の名義の産業財産権等の登録後に生じた問題等の解決のため、委託者より協力の要請があった場合には速やかに対応することとする。

（知的財産権の報告）

第14条 受託者は、当該委託研究に係る産業財産権に関する出願又は申請を行ったときは、出願の日

から 60 日以内に、産業財産権出願通知書を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合には、特許法施行規則第 23 条第 6 項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託研究に係る成果の出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（平成〇年度国土技術政策総合研究所「〇〇」委託研究、産業技術力強化法第 17 条の適用を受ける特許出願）」

3 受託者は、第 1 項に係る産業財産権の設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 60 日以内に、産業財産権通知書を委託者に提出しなければならない。

4 受託者は、当該委託研究に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から 60 日以内に、著作物通知書を委託者に提出しなければならない。

5 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、実施もしくは許諾した日から 60 日以内に、知的財産権実施届出書を委託者に提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

第 15 条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権の全部又は一部を委託者以外の第三者に移転する場合には、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう、当該第三者に約させなければならない。

2 受託者は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を委託者に提出し委託者の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合は、この限りではない。

イ 子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第 4 号に規定する親会社という。）に当該知的財産権の移転をする場合

ロ 承認 TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定 TLO（同法第 11 条第 1 項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転をする場合

3 受託者は、第 1 項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく委託者に提出しなければならない。

4 合併又は分割により移転する場合もしくは第 2 項のイ～ハ各号に該当する場合であっても、移転先の第三者が日本国外に存する場合又は外国籍である場合には、当該移転を行う前に委託者の承認を受けなければならないものとする。

5 受託者は、第 1 項の移転を行う際、次のイおよびロに規定する内容を条件として付記するものとする。

イ 移転先の当該第三者が当該知的財産権移転後に日本国外に移転する場合又は外国籍となる場合には、委託者からの要請があれば当該知的財産権を無償で委託者に譲り渡すこと。

ロ 当該知的財産権を委託者に譲渡する必要があるか否かの委託者への確認は、当該第三者が日本国外に移転する又は外国籍となる以前に行うこと。

（知的財産権の実施許諾）

第 16 条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を委託者以外の第三者に実施を許諾する場合には、第 12 条第 1 項、第 18 条及び第 19 条の規定の適用に支障を与えないように当該第三者に約させなければならない。

（知的財産権の放棄）

第 17 条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を委託者に報告しなければならない。

（知的財産権の帰属の例外）

第 18 条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて委託者に帰属する。

2 第 12 条第 2 項及び前項の規定により著作権を受託者から委託者に移転する場合において、当該著作物を受託者が自ら創作したときは、受託者は著作権者人格権を行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は当該第三者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（ノウハウの指定）

第 19 条 委託者及び受託者は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、委託者と受託者とが協議の上、決定するものとし、原則として、当該委託研究完了の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、委託者と受託者とが協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（職務発明規程の整備）

第 20 条 受託者は、この契約の締結後速やかに従業員等が行った発明等が委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が受託者に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

（残存物件の返還）

第 21 条 受託者は、委託研究の実施により生じた残存物件の返還については、成果品の引き渡し前に委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

（契約の解除及び違約金等）

第 22 条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 その責に帰すべき事由により、実施期間内に委託研究が完了しないとき、又は完了する見込がないと明らかに認められるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

三 「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」（平成 30 年 4 月 16 日国総研達第 24 号）に規定する研究活動の不正行為を行ったと認められるとき。

四 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 20 年 10 月 21 日国土交通省制定）等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反となる行為を行ったと認められるとき。

五 受託者（受託者が共同研究体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受託者は、前項の規定により委託者が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

（委託料の経理及び監査）

第23条 受託者は、委託料の経理について、当該委託に係る支出の実績を確認できる根拠資料又は証拠書類（以下「証拠書類等」という。）に基づく支払実績額により受払報告書を整備し、証拠書類等とともに保管しなければならない。

2 受託者は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用（各費目相互間における金額の2割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

3 受託者は、委託研究実施期間中の委託料の経理状況について、第2四半期及び第3四半期終了後30日以内に委託者に報告しなければならない。

4 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託研究実施期間中の委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。

5 受託者は、第1項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、委託研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（秘密の保持）

第24条 受託者は、委託研究の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（成果の公表）

第25条 委託研究の内容及び成果の公表にあたっては、次の各号の通りとする。

一 公表する内容については、委託研究完了時（委託研究実施期間内においては公表しようとするとき）に、知的財産権及びノウハウの保護の観点から、公表の可否、公表する範囲について委託者と受託者とが協議するものとする。

二 受託者は、委託研究の内容及び成果を公表しようとするときは、前号で協議した内容に従うとともに、公表前に委託者に報告しなければならない。この場合、受託者は、特段の理由がある場合を除き、その内容が委託者の委託研究の結果得られたものである旨を明示しなければならない。

三 前号の報告をしなければならない期間は、委託研究の実施年度の終了の翌日から起算して5年間とする。ただし、委託者と受託者とが協議してこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（補 則）

第26条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 茨城県つくば市旭1番地
支出負担行為担当官
国土技術政策総合研究所長 ○○ ○○ 印

受託者 住所

氏名 印

<別添資料 2>

共同研究体協定書（案）

（目的）

第1条 当該共同研究体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 国土交通省国土技術政策総合研究所委託に係る〇〇研究（当研究内容の変更に伴う研究を含む。以下「〇〇研究」という。）
- 二 前号に付帯する研究

（名称）

第2条 当共同研究体は、〇〇共同研究体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同体は、令和 年 月 日に成立し、〇〇研究の委託契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

（注）〇の部分、例えば3と記入する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇大学
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇大学

（代表者の名称）

第6条 共同体は、〇〇大学を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 共同体の代表者は、委託研究の履行に関し、共同体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって研究委託料（概算払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇研究の分担は、次のとおりとする。ただし、分担研究の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇研究〇〇大学

〇〇の〇〇研究〇〇大学

2 前項に規定する分担研究の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇研究の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担研究の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担研究を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本研究を行うにつき発注した共通の経費等については、分担研究額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担研究に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇研究を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが研究途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担研究を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担研究を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(知的財産権)

第18条 構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、別途、定めるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり〇〇共同研究体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇大学

学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇大学

学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇共同研究体協定書第8条に基づく協定書

国土交通省国土技術政策総合研究所委託に係る〇〇研究については、〇〇共同研究体協定書第8条の規定より、当共同体構成員が分担する研究の研究額を次のとおり定める。

記

分担研究額（消費税及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり分担研究額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇共同研究体

代表者

〇〇大学

学長

〇〇〇〇

印

〇〇大学

学長

〇〇〇〇

印

<別添資料3>

申請事項変更届

令和____年____月____日

殿

研究代表者：_____

所属：_____

役職：_____

E-mail: _____

の変更について（河川砂防技術研究開発公募：_____分野）

が変更になりましたので、「応募書類、あるいは応募書類・審査書類」の（6）注意事項の5）に基づき以下の通り届け出いたします。

研究テーマ名：_____

変更の内容：_____

変更の理由：（_____）による

その他：

申請事項変更届

令和〇年〇月〇日

〇〇地方整備局

〇〇 〇〇 殿

研究代表者：国土 太郎

所属： 〇〇大学

役職： 教授

E-mail: xxxx@xxxx.ac.jp

所属 の変更について（河川砂防技術研究開発公募： 河川技術・流域管理 分野）

研究代表者である私、国土太郎の所属 変更になりましたので、「応募書類、あるいは応募書類・審査書類」の（6）注意事項の5）に基づき以下の通り届け出いたします。

研究テーマ名： 〇〇〇〇〇〇に関する技術研究開発

変更の内容：研究代表者の 所属 を △△大学 より 〇〇大学 に変更

変更の理由：（ 令和〇年〇月〇日付け人事異動 ）による

その他：

前所属である△△大学、新所属である〇〇大学及び共同研究者に上記内容を了解いただいております。研究の実施体制に影響はありません。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用方法について

(1) **e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について**

○府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

e-Rad を利用した応募方法

本制度への応募はe-Radを通じて行っていただきます。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募時までにe-Radに研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、e-Radポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

研究機関は研究者の研究者情報を登録し、ログインID、パスワードを取得することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(ii) e-Rad での応募申請

研究者によるe-Radでの応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報のWeb入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は1ファイル(及び全省庁統一参加資格1ファイル)で、最大容量は30MBです。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係に問い合わせてください。

- ② 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。
(e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。)
- ③ 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関承認待ち」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- ④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。
- ⑤ 提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係まで連絡してください。

(iii) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。) 応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

○その他

(i) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<https://www.e-rad.go.jp/>)から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(ii) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問合せは、国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係にて受け付けます。

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。河川砂防技術研究開発公募制度のホームページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係	E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 午前 9:00～18:00 (平日) ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

河川砂防技術研究開発公募制度のホームページ <https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kenkyu.html>

e-Rad ポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>

(iii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(2) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本制度のウェブサイトにおいて公開します。

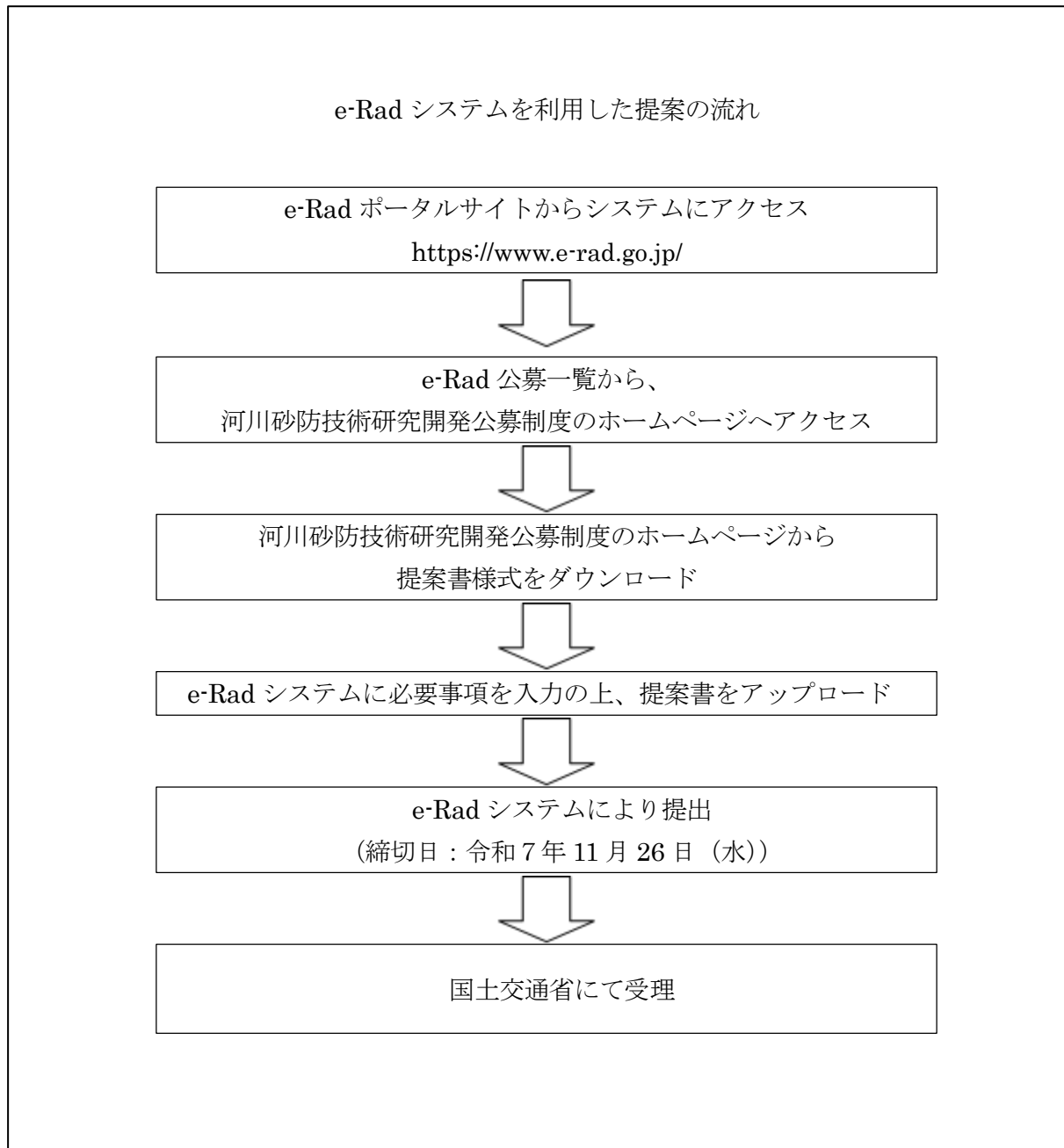
(3) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

(4) e-Rad システムを利用した提案の流れ



委託研究処理科目区分表

科目区分	内 訳
直接費	委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費である。
人件費	委託研究に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）及び所属機関の研究を支援するための職員等の人件費を積み上げ計上する。 ただし、国または地方公共団体からの交付金等で職員の人件費を負担している法人（国立大学法人、独立行政法人等）の職員は計上できない。
諸謝金	委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金で、時間数、人数及び回数を計上する。
旅費交通費	委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用で、旅行先を記し、人数及び回数を計上する。
庁費	委託研究に必要な次の（１）～（７）の項目について計上する。
（１）備品費	１点５０，０００円以上かつ長期の反復使用に耐える物品を、品目毎に積み上げ計上する。 ただし、携帯電話、スマートフォン、タブレット及びデジタルカメラについては、上記に係わらず備品費として積み上げ計上する。 ※備品は、原則、本委託研究終了後に委託者へ返還することになります。
（２）借料及び損料	借り上げ機器等毎に、使用数量及び使用日時数に応じて積み上げ計上する。
（３）印刷製本費	成果品となる報告書および資料等毎に積み上げ計上する。
（４）賃金	委託研究に直接従事する非常勤職員（アルバイト等）の雇用に要する費用について積み上げ計上する。
（５）会議費	会場借り上げ等の費用について、使用回数、使用時間に応じて積み上げ計上する。
（６）外注費	調査、試験、実験、計算、製作、その他役務等を専門業者に再委託する場合は、委託項目毎に一式計上する。 本制度においては、内部再委託は認められない。内部において必要となる人件費は、契約における研究従事者として登録して計上すること。
（７）その他	上記に該当しない経費で、費目毎に積み上げ計上する。（消耗品費等）
諸経費	委託研究処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上する。諸経費は、直接費×諸経費率（30%）を上限とする。ただし、研究者の所属する機関において規定等がある場合は、30%を上限に研究者の所属する機関において定められた方法により計上することができる。